

平成19年1月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成17年(ワ)第2848号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年11月6日

判 決

千葉県

原 告

同訴訟代理人弁護士 伊藤方一
荒井哲朗

神戸市中央区京町67番地

被 告 オリオン交易 株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目11番5号

被 告 カネツ商事 株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

主 文

- 1 被告オリオン交易株式会社は、原告に対し、金913万5200円及びこれに対する平成16年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告カネツ商事株式会社は、原告に対し、金340万3653円及びこれに対する平成15年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを20分し、その9を原告の、その8を被告オリオン交易株式会社の、その3を被告カネツ商事株式会社の各負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告オリオン交易株式会社は、原告に対し、金1857万0400円及びこれに対する平成16年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告カネツ商事株式会社は、原告に対し、金493万3790円及びこれに対する平成15年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、商品取引員である各被告に委託して商品先物取引を行ったことにより差引損を生じた原告が、当該各取引に係る各被告従業員の勧誘ないし執行は、それぞれ、①適合性原則違反、②断定的判断の提供、③説明義務違反、④新規委託者保護育成義務違反、⑤一任売買、⑥過当な頻繁売買・特定売買等の違法事由があり、一体として違法であると主張して、各被告に対し、不法行為（民法709条又は715条）に基づいて、損害金（損金相当額と弁護士費用相当額）及びこれに対する不法行為後である当該各取引終了日からの民法所定の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

- 1 前提事実（証拠原因により認定した事実については、当該証拠原因をかつて示す。）

(1) 当事者

ア 原告（甲19、20、22、原告本人、弁論の全趣旨）

原告は、昭和10年生まれの女性であり、高校を卒業して信用金庫

に1年くらい勤めた後、23歳で結婚し、その後はいわゆる専業主婦として生活してきたが、平成10年9月に夫を亡くし、平成13年11月にはそれまで同居していた長男も結婚して独立したため、そのころから肩書き住所地で一人暮らしをしている。

その恒常的収入は月15万円の遺族年金と月約6万円の国民年金のみであるが、本件における取引開始当時、夫から相続した不動産（千葉県内のマンションと京都府内の土地家屋及び畠）と約7000万円の金融資産（約4000万円の証券のほか、預貯金や保険等）を有し、夫の死後、証券会社に委託して株式や投資信託等の証券取引（現物取引のみ）を行うようになっていた。しかし、商品先物取引については、本件における取引を行うまで全く経験がなかった。

なお、原告は、本件における商品先物取引を開始するまでに、親族からの話やテレビ番組を通じて、商品先物取引では大損をすることもあると知っていた（丙A41、証人）。

イ 被告オリオン交易株式会社（以下「被告オリオン」という。）及び被告カネツ商事株式会社（以下「被告カネツ」という。）は、いずれも商品取引所法にいう商品取引員である（全当事者間に争いがない。）。

(2) 原告と被告オリオンとの取引(原告と被告オリオンとの間では争いがなく、原告と被告カネツとの間では弁論の全趣旨によって認める。)

ア 原告は、平成14年3月21日、被告オリオンとの間で商品先物取引の委託に係る基本契約を締結した上、同月25日から平成16年3月1日までの間、被告オリオンに委託して別表1（「オリオン交易」建玉分析表）。ただし、ここでは、右端の「直」「途」「日」「両」「不」欄の記載を除く。）のとおりの商品先物取引を行った（以下、この取引を総称して「本件オリオン取引」といい、個々の取引については同表の「No.」（番号）により特定する。）。

なお、この間における原告から被告オリオンへの現実の入金（証拠金としての預託）及び被告オリオンから原告への現実の出金は別紙「本件オリオン取引に係る入出金」のとおりである（丙A27, 33の1ないし56, 34の1ないし21, 弁論の全趣旨）。

イ 本件オリオン取引に係る売買損益は1125万8800円の益、委託手数料は2650万4000円、その消費税は132万5200円、差引損益は1657万0400円の損である。

ウ 被告オリオンの従業員として本件オリオン取引を担当したのは、
， ， 及び である（以下、これらの従業員の名は略す。）。

(3) 原告と被告カネツとの取引（原告と被告カネツとの間では争いがなく、原告と被告オリオンとの間では弁論の全趣旨によって認める。）

ア 原告は、平成15年3月14日、被告カネツとの間で商品先物取引の委託に係る基本契約を締結した上、同月17日から同年7月7日までの間、被告カネツに委託して別表2（「 カネツ商事 建玉分析表」。ただし、ここでは、右端の「直」「途」「日」「両」「不」欄の記載を除く。）のとおりの商品先物取引を行った（以下、この取引を総称して「本件カネツ取引」といい、個々の取引については同表の「N○.」（番号）により特定する。）。

イ 本件カネツ取引に係る売買損益は5万3400円の損、委託手数料は417万1800円、その消費税は20万8590円、差引損益は443万3790円の損である。

ウ 被告カネツの従業員として本件カネツ取引を担当したのは、
及び である（以下、これらの従業員の名は略す。）。

(4) いわゆる「特定売買」について（甲3、乙A14、弁論の全趣旨）
以下のような「直し」、「途転」、「日計り」、「両建」及び「不抜け」、これ

ら 5 種類の取引を総称して「特定売買」ということがある。

- ① 直し（売直し、買直し）とは、既存建玉を仕切るとともに、同一日内に同一商品（異限月のものを含む。）について同一方向の新規建玉をすることをいう。なお、直しのうち、既存建玉の仕切りが損切り（差引損を出して仕切ること）であるものを、損切り直しという。
 - ② 途転とは、既存建玉を仕切るとともに、同一日内に同一商品（異限月のものを含む。）について反対方向の新規建玉をすることをいう。
 - ③ 日計りとは、新規に建玉をし、同一日内にこれを仕切ることをいう。
 - ④ 両建（両建玉）とは、既存建玉と反対方向の建玉（異限月のものを含む。）をして売建玉と買建玉を同時に保有する状態になることをいう。
 - ⑤ 不抜け（手数料不抜け）とは、売買取引により利益が生じたものの、当該利益が手数料（その消費税を含む。以下、特に断らない限り同じ。）よりも少なく、差引損になる場合をいう。
- (5) 本件オリオン取引及び本件カネツ取引（以下、これらの取引を総称して「本件各取引」という。）の概観（上記(2), (3)の事実によって認める。）

ア 本件オリオン取引

708日の取引期間中に、新規建玉が105回、仕切りが153回行われた。したがって、平均すると1か月（30日）当たり新規建玉が約4.45回、仕切りが約6.48回行われることになる（なお、取引開始後3か月以内では、新規建玉が30回、仕切りが24回行われた。）。

建玉枚数についてみると、延べ建玉枚数は9993枚（取引開始後3か月以内では3828枚）、一時点における最大建玉枚数は1440枚（平成14年5月17日時点）である。

差引損益累計をみると、平成14年12月6日まではずっと益であったが、同日に初めて損となり、同月16日以降はずっと損が続いた。なお、本件カネツ取引を開始した平成15年3月17日の直前である同月12日

時点における差引損益累計は1000万1255円の損であった。

イ 本件カネツ取引

113日の取引期間中に、新規建玉が125回、仕切りが163回行われた。したがって、平均すると1か月（30日）当たり新規建玉が約33.19回、仕切りが約43.27回行われることになる。

建玉枚数についてみると、延べ建玉枚数は1859枚、一時点における最大建玉枚数は295枚（平成15年5月12日時点）である。

差引損益累計をみると、平成15年5月30日まではずっと益であったが、同日に初めて損となり、それ以降はずっと損が続いた。

(6) 本件オリオン取引の具体例（上記(2)の事実によって認める。なお、月日は、特に断らない限り、いずれも平成14年の月日である。以下、下記の⑦ないし⑨の各取引を「⑦の取引」、「⑧の取引」・・・「⑨の取引」ということがある。）

ア 各商品につき初めて両建（異限月・異枚数を含む。）となったのは、次のとおりである。

⑦ 中部ガソリン（3月25日に取引開始）については、4月4日、前場2節の仕切りにより既存建玉はなくなっていたところ、前場3節に10月限・65枚の買建玉がされ（9番）、後場3節に9月限・55枚の売建玉がされた（10番）ことにより、両建となった。

⑧ 中部灯油（5月9日に取引開始）については、5月9日、前場2節に11月限・250枚の買建玉がされ（32番）、後場2節に10月限・100枚の売建玉がされた（33番）ことにより、両建となった。

⑨ 東京N O N - G M O 大豆（5月2日に取引開始。以下、東京N O N - G M O 大豆のことを単に「東京大豆」という。）については、5月10日、既存建玉として4月限・450枚の売建玉があったところ、前場3節に4月限・230枚の買建玉がされた（34番）ことにより、両建と

なった。

イ 同一限月・同一枚数の両建になった取引として、次のものがある。

⑤ 上記⑦のとおりであったところ、5月13日の前場2節に東京大豆につき4月限・220枚の買建玉がされた（36番）ことにより、同一限月・同一枚数の両建となった。

なお、上記36番の取引の際、原告は、被告オリオンに対し、「同一限月の両建玉をするにあたり、貴社担当外務員よりの勧誘は一切行われず、私の責任と判断において注文を出したことを確認します。」という自筆の申出書（丙A第20号証）を差し入れた（丙A20、弁論の全趣旨）。

ウ 異限月・異枚数の両建の一例

⑥ 中部灯油につき、11月28日の後場3節に値段2万4300円で6月限・100枚の買建玉が行われ（119番）、同月29日の後場2節に値段2万4480円で5月限・60枚の売建玉が行われた（120番）。

なお、119番の買建玉は12月2日に仕切られて76万9000円の差引益であったが（122番）、120番の売建玉は平成15年2月14日に仕切られて505万8600円の差引損であった（139番）。

エ 両建の双方が利益になった例として、例えば次のようなものがある。

⑦ 上記⑥のとおりであったところ、11月限・250枚の買建玉については5月10日に47万2500円の差引益で仕切られ、10月限・100枚についても同月14日に20万9000円の差引益で仕切られた。

⑧ 8月23日、既存建玉として中部灯油（1月限）200枚の買建玉を保有していて、新規に中部灯油（2月限）100枚の売建玉がされたところ、後者については9月4日と5日に計87万5000円の差引益で

仕切られ、前者についても同月 11 日と 12 日に計 469 万 8000 円の差引益で仕切られた。

(7) 本件カネツ取引の具体例（上記(3)の事実によって認める。なお、月日はいずれも平成 15 年の月日である。以下、下記のⒶないし①の各取引を「Ⓐの取引」、「Ⓑの取引」・・・「①の取引」ということがある。）

ア 損切り直しに当たる取引として、例えば次のようなものがある。

Ⓐ 4月3日の後場3節に、中部灯油（9月限）につき、既存の買建玉（2番（3月17日、値段 2万9680円）のうち2枚が値段 2万5100円、差引損 18万7820円で仕切られる（27番）とともに、新規に値段 2万5100円で2枚の買建玉がされた（28番）。

Ⓑ 4月4日の後場3節に、中部ガソリン（9月限）につき、既存の買建玉（4番（3月19日、値段 2万8390円）のうち2枚が値段 2万5000円、差引損 14万0220円で仕切られる（30番）とともに、新規に値段 2万5000円で2枚の買建玉がされた（31番）。

Ⓒ 4月14日、中部灯油（10月限）につき、前場3節に既存の売建玉 10枚（44番（4月9日、値段 2万5960円）が値段 2万5940円、差引損 1万9100円で、既存の売建玉（61番（4月11日、値段 2万5850円）のうち5枚が値段 2万5940円、差引損 2万0500円でそれぞれ仕切られ（72番、73番），後場2節に新規に値段 2万5920円で50枚の売建玉がされた（75番）。

Ⓓ 4月23日の後場3節に、中部灯油（9月限）につき、既存の売建玉（92番（4月16日、値段 2万5130円）のうち5枚が値段 2万5400円、差引損 3万8550円で仕切られる（122番）とともに、新規に値段 2万5400円で5枚の売建玉がされた（123番）。

Ⓔ 5月15日、中部灯油（11月限）につき、前場1節に既存の売建玉 20枚（138番（5月9日、値段 2万6040円）が値段 2万642

0円、差引損19万8200円で仕切られ(172番)、前場2節に新規に値段2万6360円で10枚の売建玉がされた(173番)。

⑮ 6月12日、中部灯油(11月限)につき、前場3節に既存の売建玉10枚(231番(6月11日、値段2万7700円)が値段2万7590円、差引損1100円(手数料不抜け)で仕切られ(234番)、後場1節に新規に値段2万7650円で20枚の売建玉がされた(236番)。

⑯ 6月18日、中部ガソリン(12月限)につき、前場1節に既存の売建玉10枚(251番(6月17日、値段2万5040円)が値段2万5140円、差引損4万3100円で仕切られ(255番)、後場2節に新規に値段2万5100円で20枚の売建玉がされた(256番)。

イ 同一限月・同一枚数の同時両建に当たる取引として、例えば次のようなものがある。

⑰ 5月15日の後場3節に、中部ガソリン(10月限)につき、値段2万4380円で28枚ずつの売建玉と買建玉がされた(170番と171番)。

ウ 両建の同時仕切りに当たる取引として、例えば次のようなものがある。

⑱ 中部灯油(12月限)につき、6月3日、前場2節に値段2万8480円で10枚の売建玉がされ(210番)、前場3節に値段2万8490円で10枚の買建玉がされた(211番)ところ、後場3節に、これらが同時に値段2万8150円で仕切られ(214番と212番)、かつ、新規に値段2万8150円で10枚の売建玉がされた(215番)。

(8) 本件各取引中における原告によるノートの作成(甲23の1・2、原告本人、弁論の全趣旨)

原告は、本件各取引の期間中、その取引の内容について自分でノート(本件オリオン取引分が甲第23号証の1、本件カネツ取引分が同2。以下「本

件ノート」という。)に記載していた。

すなわち、建玉をした都度、その日付、値段、枚数等を記載するとともに、仕切った都度、その日付、値段、枚数等を記載した上、手数料を控除した差引損益を記載していたばかりでなく、日常的に、その時々において仮に残玉を仕切ったとした場合の仮差引損益(値洗い損益から手数料を控除したもの)を記載していたし、入出金の経過も記載していた。

これらの記載内容は正確であった。

2 原告の主張

(1) 本件各取引に係る各被告従業員の勧誘ないし執行は、以下のような事由があつて、一体として違法である。

ア 適合性原則違反

次のような諸点に照らすと、適合性原則に違反する。

① 原告は、本件各取引の当時、60歳代後半の無職の寡婦であり、その収入は年金のみであった。夫の死亡により約7000万円相当の財産を相続したが、これは、老後の生活資金として使用することを予定していたものである。

② 原告は、夫の死後、その相続財産に株式が含まれていたことから、証券会社に委託して証券取引(現物取引のみ)を行うようになったが(夫の存命中の原告名義の証券取引は、夫が行ったものである。), それまでは、証券取引等の投資的取引の経験は全くなかった。商品先物取引については、本件以前には全く経験がなく、「小豆で損をした人がいる。」という話を聞いたこと也有って、漠然とした恐怖感を抱いていた。

③ 本件各取引は、不招請の無差別電話勧誘に端を発するものである。

④ 被告カネツの従業員は、原告が、被告オリオンに委託して約1年間も商品先物取引を行ってきていたにもかかわらず商品先物取引について無理解であり、損が膨らんで止めるに止められない状況であることを知り

ながら、原告に本件カネツ取引を行わせた。

イ 断定的判断の提供

(ア) 本件オリオン取引についてみると、が、原告に対し、「ガソリンが値上がりしてすごい利益が出ている。儲かる。」、「ガソリンは小豆とは違う。ガソリンはどんどん値上がりしているから儲かる。前回電話をした時に始めていたら、もう儲かっていた。」などと、商品先物取引を行えば確実に利益を得ることができる旨を述べて執拗に勧誘したために、取引を開始することにしたものであり、また、も、原告に対し、「中国関連で大豆が値上がりするので、今までの損を取り戻せる。」、「絶対に利益が出るから。」などと述べた。

(イ) 本件カネツ取引についてみると、が、原告に対し、「オリオン交易の損失を取り戻してあげる。」などと、商品先物取引を行えば確実に利益を得ることができる旨を述べて執拗に勧誘したために、取引を開始することにしたものであり、また、も、原告に対し、「今ガソリンの売りを持てば利益が取れる。儲かる。」などと述べた。

ウ 説明義務違反

本件各取引を開始するに当たり、また、本件各取引の途中において、各被告従業員は、原告に対し、未経験者に対する説明としては到底十分とはいえない程度の形式的な説明をしただけであり、いわゆる特定売買についても、それを行う理由やそのメリット、デメリットについてほとんど説明しなかった。そのため、原告は、商品先物取引について十分な理解のないまま本件各取引を行った（特に、追証拠金について、その仕組みや計算方法を理解していなかった。）。

エ 新規委託者（未成熟者）保護育成義務違反

本件オリオン取引では、原告に商品先物取引の経験が全くなかったにもかかわらず、取引開始直後から、直し、途転及び同一限月・同一枚数の両

建を含む頻繁かつ過当な取引が行われ、2か月後の平成14年5月23日時点で、証拠金として実際に入金した金額が計2000万円余となり、3か月以内に、延べ3828枚、一時点の最大で1440枚もの建玉が行われた。

本件カネツ取引でも、原告が未だ商品先物取引についての理解を欠いているにもかかわらず、取引開始から3か月以内に、延べ1685枚、一時点の最大で295枚もの建玉が行われた。

オ 一任取引

原告は、取引に関する基本的な知識経験、理解を欠き、取引に係る商品の騰落要因に関する知識もなく、その情報の収集・分析能力もなかったのであり、本件各取引は、そのすべてが一任ないし実質的な一任によるものであった。特に本件カネツ取引においては、事前の連絡はなく、事後報告のみであった。

カ 過当な頻繁売買・特定売買等

本件各取引についての月間回転率（全取引件数（建てて仕切るごとに1回と数える。）を取引日数で除し、これに30を乗じて得られる数値であり、平均して1か月間に何回の取引が行われたかを示す。）、特定売買比率（全取引件数に占める特定売買の割合）、手数料比率（損金に占める手数料の割合）及び建玉枚数等は、本件オリオン取引分が別紙1のとおりであり、本件カネツ取引分が別紙2のとおりである（本件各取引のうち特定売買に該当するものは、別表1、2の右端の「直」（直し）、「途」（途転）、「日」（日計り）、「両」（両建）、「不」（不抜け）欄記載のとおりである。）。

これによれば、本件各取引において、各被告の担当従業員が、手数料稼ぎを目的として、過当かつ頻繁に不合理な特定売買等の売買を繰り返させたことが明らかである。

次の(2)において、本件各取引のうち特に不合理であるものを例示する。

(2) 本件各取引のうち特に不合理であるもの

ア 本件オリオン取引について

(ア) 中部ガソリン、中部灯油及び東京大豆につき、⑦ないし⑩の各取引によって両建となり、以後、取引終了に至るまで、ほとんど常態的に両建の状態であった。

(イ) ⑨の取引のとおりであって、平成14年5月13日には東京大豆（4月限）の売建玉と買建玉を450枚ずつ保有する状態になった（同一限月・同一枚数の両建）。

(ウ) ⑩の取引について

平成14年11月28日後場3節に値段2万4300円で100枚の買建玉がされた中部灯油（6月限）は、同月29日に、2万4300円（前場1節）、2万4320円（前場2節）、2万4420円（前場3節）、2万4400円（後場1節）、2万4500円（後場2節）と値を上げてきていたにもかかわらず、同日の後場2節に、上記100枚の買建玉と両建の関係になる中部灯油（5月限）60枚（値段2万4480円）の売建玉が行われた。しかも、同日には、6月限の方が5月限よりも割高（売建玉をするには、より有利）であった。

(エ) 以上のような常時両建状態は、両建が「損失を緊急避難的に固定して回復を図る手法」であるとの説明では正当化されないものであり、被告オリオンが相場変動に関わりなく委託された金員を余すところなく手数料に転化するために取引を行わせたことを示すものである。すなわち、両建状態にある一方の建玉が利益を出せば、含み損のある反対方向の建玉を放置したまま、利益が出た方の建玉を仕切って、新たに建玉を行い、委託金・差引益金を手数料に転化させるのである（このように、両建と直し・途転を組み合わせ、常時両建常態にさせながら受託金員を手数料に転化させていく手法を、因果玉の放置とか両建利抜きなどとい

う。)。

現に、本件オリオン取引では、売買損益は1125万8800円の益であるにもかかわらず、2782万9200円の税込み手数料を要した結果、1657万0400円の差引損が生じた。

イ 本件カネツ取引について

(ア) 損切り直し

Ⓐないし⑥の各取引のような損切り直しは、何らの効用も認められない不合理な取引方法である。

例えば⑦の取引についてみると、値が下がると思えば122番の仕切りをする必要はないし、上がると思えば123番の建玉をすることはないのであり、何ら合理的説明のつかない取引である。

(イ) 同一限月・同一枚数の同時両建

Ⓑの取引のような同一限月・同一枚数の同時両建には、何ら合理性を見いだすことができない。

(ウ) 両建の同時仕切り

両建は損失を固定しながら回復を図る手法であるなどと弁解されるが、①の取引のような両建の同時仕切り（212番と214番）には、そのような弁解も通用しない。同時に仕切るのであれば両建をする必要は全くないのである。

(エ) 常時両建、因果玉の放置

平成15年3月17日に取引を開始したところ、中部ガソリンについては同月19日に、中部灯油については同月24日にそれぞれ両建の状態になり、以後、取引終了に至るまで、ほとんど常態的に両建の状態であった。

(オ) 直し・途転と両建の重複（相場観の矛盾）

直しは更なる値上がり（買建玉の場合）又は値下がり（売建玉の場合）

を見込むときに、途転は相場観を変転させるときにそれぞれ行うものであって、いずれも値段の上昇又は下落についての明確な相場観がある場合に行うものである。他方、両建は、相場観を決めかねている場合に行うものである。したがって、1つの建玉が、既存建玉との関係で、直し又は途転であると同時に両建でもある場合には、相場観が矛盾する取引をしていることになるのであって、合理性がない。

別表2において★又は◆と●とが重複するものがこれに当たる。

例えば①の取引についてみると、215番の新規建玉は、既存建玉の仕切りとの関係で直し・途転であり、既存建玉との関係で両建である。本来、値が上がると思うのであれば、215番の売建玉をすることはないし、212番の仕切りをすることもなく、値が下がると思うのであれば、214番の仕切りをすることなく、既存建玉（3月17日から19日までの間にした買建玉）を放置したままにしておくこともない。

(3) 以上のとおりであるから、各被告は、不法行為に基づいて、本件各取引により原告に生じた損害を賠償すべき責任がある。

その損害は、被告オリオン分が損金相当額1657万0400円と弁護士費用相当額200万円（合計1857万0400円）、被告カネツ分が損金相当額443万3790円と弁護士費用相当額50万円（合計493万3790円）である。

(4) 本件のように被害者の弱さないし「落ち度」を利用した不法行為については、過失相殺はされるべきでない。

3 被告オリオンの主張

(1) 原告主張の違法事由について

ア 適合性原則違反について

原告は、それを失っても生活に困らないだけの豊富な金融資産を保有し、投資経験もあって、商品先物取引に対する理解力、判断力を十分に有して

いた。

イ 断定的判断の提供について

仮にある程度のセールストークがあったとしても、上記アのような原告が必ず儲かると誤信するはずがない。

ウ 説明義務違反について

「商品先物取引委託のガイド」（別冊を含む。丙A第1号証の1・2）及び「商品先物取引の委託における重要事項補足説明」（丙A第46号証）のほか手書きのメモ（丙A第47号証）を用いるなどして十分な説明をした。

原告は、自分で本件ノートに取引内容や仮差引損益等を正確に記載していたことからも分かることおり、商品先物取引について十分な理解をしていました（追証についても、本件ノート中に正確に計算した記載がある。）。

エ 新規委託者保護義務違反について

上記アのような原告にとって、過当な取引であったとはいえない。

オ 一任取引について

事前に個別的に原告の注文を受けて執行した。

カ 過当な頻繁売買・特定売買等について

頻繁に売買が行われたからといって違法になるものではなく、無意味な売買を頻繁に繰り返させた場合に違法と評価されるものである。

しかし、本件オリオン取引は、特定売買も含めてすべて、原告の選択によって意味のある売買が行われたものである。

(2) 原告が特に不合理と主張する取引について

ア 両建となったのは、被告オリオンの担当者が勧めたからではなく、原告が主体的に選択したものである。基本的には、既存建玉について値動きが予想に反した場合に、反対方向の建玉をするに当たり、既存建玉の損切りを嫌ったものである（原告は、損切りを嫌う傾向が強かった。）。

イ ⑨の取引について

平成14年5月13日午前9時ころ、原告からに電話があり、「昨晩考えたけど、新農業法案は買い材料やね。これから上がると思うから買って。」と言って、東京大豆（4月限）220枚の買建玉の注文がされた。林が、売建玉を仕切る（損切りする）方法もあること、同一商品・同一限月・同一枚数の両建の勧誘は禁止されている旨を話したところ、原告は、「損切りはしない。書類を書いてもいいから。」と言って、上記注文の執行を委託した。その際、原告は、前記申出書（丙A第20号証）を差し入れた。

ウ ⑩の取引について

当日（平成14年11月29日）、中部灯油の値段は少し高かったものの、午後になって、期先限月2本が値を下げた。がその旨を伝えると、原告は、5月限に売建玉60枚を早めに仕掛けて、目先の下げを狙った。この手法は、原告が、⑨及び⑩の各取引のとおり両建の双方が利益になったことを経験したことにより、自ら選択したものである。

（3）抗弁

ア 原告と被告オリオンは、平成16年3月4日、本件オリオン取引の終了に当たり、原告と被告オリオンとの間には何らの債権債務がないことを確認する旨合意した。

したがって、仮に原告が被告オリオンに対し損害賠償請求権を取得したとしても、原告は、上記合意により同請求権を放棄したというべきである。

イ 過失相殺

原告主張の損害については、その発生、拡大につき原告にも相応の過失があるから、過失相殺がされるべきである。

4 被告カネツの主張

（1）原告主張の違法事由について

ア 適合性原則違反について

上記 3(1)アに同じ。

しかも、原告は、本件カネツ取引を開始する時点では、既に約1年もの間、被告オリオンに委託して商品先物取引を行ってきていたのである。

イ 断定的判断の提供について

上記 3(1)イに同じ。

しかも、原告は、本件オリオン取引を行うことにより、相場の予想が難しいことを熟知していた。

ウ 説明義務違反について

上記 3(1)ウに同じ（「商品先物取引委託のガイド」（乙A第4号証の1・2）や「しおり」（乙A第6号証）を用いるなどした。）。

しかも、原告は、本件オリオン取引を行うことにより、商品先物取引に関する知識を深めていた。

エ 新規委託者保護義務違反について

原告は、約1年間も被告オリオンに委託して商品先物取引を行ってきていたのであるから、新規委託者保護の対象者ではなかった。

オ 一任取引について

事前に個別的に原告の注文を受けて執行した。

カ 過当な頻繁売買・特定売買等について

頻繁に売買が行われたからといって違法になるものではなく、無意味な売買を頻繁に繰り返させた場合に違法と評価されるものである。

しかし、本件カネツ取引は、特定売買も含めてすべて、原告の選択によって意味のある売買が行われたものである。

(2) 原告が特に不合理と主張する取引について

いずれも、原告が当時の相場動向、証拠金、資金等を考慮し自己の判断と責任において行った取引であり、意味のある取引である。敷衍すると、以下

のとおりである。

ア 損切り直しについて

追証の発生を避けたり、追証額を極力少なくしたりするためである。

すなわち、追証は値洗い損が本証の半分を超えた場合に発生することから、追証の発生を回避するためには、値洗い損となっている建玉を仕切つて、これを無くしたり少なくしたりする必要があるし、さらに、建玉を仕切つたままであると本証額が減少して少ない値洗い損で追証が発生しやすくなるため、新規建玉をして本証額を増やし、追証発生の基準となる値洗い損の2倍を超える額を上げる必要がある。

Ⓐの取引についてみると、当日、既存の買建玉（2番）が4500円の下落で値洗い損が拡大し、このままでは追証が発生することから、そのうち2枚だけを仕切るとともに、買建玉の平均値を下げるために2枚の買直しをして、値洗い損金額を縮小して追証の発生を防ぐこととした。Ⓑの取引も同様である。

Ⓒの取引についてみると、値上がりを予想して売建玉を損の少ないうちに仕切ったが、後場に入って期待どおりの相場動向にならなかつたため、再度売建玉を保有して様子を見ることにした。Ⓓの取引も同様である。

Ⓔの取引についてみると、当日、押し目（上げ相場の一時的な下げ）が完了したと判断し、その後、大引けにかけて値段が上昇してきたため、そのまま上げ相場に転換すると判断し、売建玉を仕切るとともに、売建玉の平均値を上げるために新規に5枚の売建玉をした。

Ⓕの取引についてみると、前日の終値よりも高く寄り付いたため、売建玉を仕切ったが、その後、値段が下落してきたため、10枚の売建玉をして様子を見ることにした。

Ⓖの取引についてみると、値段が上がると判断して売建玉を仕切ったが、後場に入って、OPEC総会の情報から更に下げが見込まれたので、売建

玉をして様子を見ることにした。

イ 同時両建について

同時両建は、両建玉のいずれもが利益を生ずること、あるいは、両建玉を仕切った結果において（双方の仕切りの結果の差引が）利益が生ずることを目的とするものである。

⑩の取引についてみると、当日は値段が上がったり下がったりしたところ、翌日も同様になる可能性があったため、いずれの値段変動になってもこれに対応して利益を上げることができるように同時両建をしたものである。

ウ 両建の同時仕切りについて

前場に日計り目的で売建玉及び買建玉をしたが、後場1節、2節で勝負ができるような値動きがなかったため、大引けで仕切った。しかし、損の方が大きかったので、利の乗った建玉も仕切った。

エ 常時両建、因果玉の放置、直し・途転と両建の重複について

因果玉となったのも、原告が損切りを嫌って仕切らなかつたためである。

平成15年6月3日の取引については、上記ウのとおりである。

(3) 抗弁（過失相殺）

原告主張の損害については、その発生、拡大につき原告にも相應の過失があるから、過失相殺がされるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件オリオン取引について

(1) 前記前提事実に証拠（甲25、26、丙A30の1ないし20、証人、同）及び弁論の全趣旨を併せると、本件オリオン取引について次の事実が認められる。

ア 平成14年3月25日に取引が開始された中部ガソリンについては同年4月4日に、同年5月2日に取引が開始された東京大豆については同月1

0日に、同月9日に取引が開始された中部灯油についてはその日の内にそれぞれ両建（異限月・異枚数を含む。以下、特に断らない限り同じ。）となり、以後、取引終了に至るまで、ほぼ常態的に両建の状態であった（ただし、中部灯油については、同月17日にいったんすべての建玉が仕切れられ、同年8月20日に取引が再開されて、同月22日に両建となつた。）。

イ 前記のとおり差引損益累計は平成14年12月6日までずっと益であつたが、残玉の値洗い損益はほぼ常に損であり、例えば、差引損益累計が1342万4920円の益であった同年6月14日の時点では、残玉の値洗い損益は1574万円の損であった。

このような事態は、主として、上記アのように両建状態にある建玉につき、利益が出る方の建玉を仕切って、含み損のある反対方向の建玉を残したまま、更に新規に建玉をして両建とするということを繰り返したことにより生じたものである。

このような取引を繰り返すと、勢い取引の頻度及び数量が多くなり、また、含み損の生じた建玉を多く抱えることになって取引を終了させることが困難となり取引期間も長くなることから、手数料が多額となることにより、売買損益は益であっても差引損益は損となるという危険性が増す。実際にも、本件オリオン取引では、売買損益は1125万8800円の益であったが、差引損益は1657万0400円の損となつた。

ウ 取引開始後3か月以内についてみると、新規建玉が30回（1か月平均で10回）、仕切りが24回（1か月平均で8回）行われ、延べ建玉枚数は3828枚、一時点における最大建玉枚数は1440枚（平成14年5月17日時点）であったし、原告から被告オリオンへの現実の入金（証拠金としての預託）は計2110万8980円（被告オリオンから原告への現実の出金は128万1500円）であった。

(2) ところで、前記前提事実によれば、原告は、本件オリオン取引の開始当時、

商品先物取引の経験は全くなく、約7000万円の金融資産を有していたものの、若い時から専業主婦として生活してきていた恒常的収入が年金（月約21万円）のみの60歳代後半の寡婦であったというのである。

このような原告に対し被告オリオン（担当従業員）が上記(1)に判示したような内容の取引を勧誘したものとすれば、その勧誘は、過当かつ危険性のある取引を勧誘したものという評価を免れず、違法といわざるを得ない。

(3) そこで、原告が上記(1)に判示したような内容の取引を行ったのが被告オリオン（担当従業員）の勧誘によるものといえるかどうかについて検討する。

ア 前記前提事実に証拠（丙A7, 40, 証人　　, 同　, 原告本人）を併せると、次の事実が認められる。

原告は、本件オリオン取引の当時、前記のような本件ノートの記載内容からも分かるとおり、商品先物取引の仕組みをそれなりに理解していて、既存建玉を仕切った都度、差引損益を正確に計算していたばかりでなく、日常的に、その時々における仮差引損益（値洗い損益から手数料を控除したもの）を正確に計算していた。

しかしながら、原告は、上記のような計算は正確に行うことができても、いかなる取引をすればよいのかということに関しては、経験がなかったことはもとより、その知識や情報に乏しかったことから、基本的には、被告オリオンの担当従業員から取引の内容を提案され、これに従って注文をした（なお、本件オリオン取引を開始するに際して平成14年3月21日に原告宅を訪問して原告への説明等をした被告オリオンの営業管理部門の担当従業員の　　は、その際に感じた原告についての「所見」として「依存心が強い」と記載した。）。

もっとも、原告は、損切りをしたくないという傾向が強く、例えば、既存建玉についての相場の予想が外れて反対方向の新規建玉を勧められたときには、既存建玉を損切りした上で当該新規建玉をするという選択肢もあ

ると説明されても、既存建玉は残したままにすると答えることも少なくなくかつたし、また、自ら積極的に注文をすることもあった。

イ 上記アの事実によれば、原告が上記(1)に判示したような内容の取引を行ったのは、基本的には、被告オリオン（担当従業員）の勧誘によるものとみることができる。

(4) 以上によれば、被告オリオンは、不法行為に基づいて、本件オリオン取引により原告に生じた損害を賠償すべき義務がある。

その損害は、損金相当額 1657万0400円である（弁護士費用相当損害金及び過失相殺については、後に検討する。）。

なお、証拠（丙A26）によれば、原告は、平成16年3月4日、本件オリオン取引を終了するに当たって、被告オリオンに対し、「今般、取引を終了するにあたり、双方に債権、債務が残存しないことを確認致しました。」という「確認書」（丙A第26号証）を差し入れたことが認められるが、上記「確認書」は、その内容からして、残存預託金の返還債務とか損失金の支払義務などの取引上の債権債務が残存しないことの確認をするものであつて、本訴請求で問題となっているような損害賠償債務は対象としていないことが明らかであるから、この点に関する被告オリオンの抗弁は理由がない。

(5) 過失相殺について

これまでに判示してきたところによれば、原告に上記損害が生じたことについては、原告にも、基本的には被告オリオンの担当従業員からの勧誘に応じたものであるとはいえ、商品先物取引では大損をすることもあると知っていたにもかかわらず、安易に、取引開始後3か月以内に延べ3828枚もの多量の建玉をして計2000万円以上にも昇る証拠金を拠出するなど、頻回かつ多量の取引をし、かつ、そのような取引になっていることを了知しつつ更に取引を続けたこと、日常的に、仮差引損益を計算して、それが多額の損となっていることを把握していたにもかかわらず、既存建玉の損切りを嫌つ

て、これを残したまま新規に建玉をすることを申し出ることにより、常時両建という状態を生じさせることに関与したこと、これらの点において過失があったというべきである。

その原告の過失割合は、本件に顧れた諸般の事情を考慮して、5割をもつて相当と認める。

(6) したがって、被告オリオンが原告に対して賠償すべき損害は、上記1657万0400円の5割に当たる828万5200円となる。

そして、本件不法行為と因果関係のある弁護士費用相当損害金は、85万円をもつて相当と認める。

これらの合計は、913万5200円である。

2 本件カネツ取引について（この項における月日は、特に断らない限り、平成15年の月日である。）

(1) 証拠（乙A7の1・2、41、42、証人　　，同　　）によれば、本件カネツ取引は事前に個別に原告の注文を受けて執行されたが、その注文は、被告カネツの担当者（主として　　）が取引内容の提案、勧誘をし、これに原告が特に異議を述べることなく応じてされたものである（原告が自ら積極的に注文をしたことはない。）ことが認められる。

この点について、原告本人は、最初の3月17日の取引以外については事前の連絡はなかったし、最初の3月17日の取引についても、事前に　　が売建玉をすると言っていたのに、実際には中部灯油25枚の買建玉もされていたことを後日知った旨供述する。しかし、証拠（乙A7の1・2、42、証人　　）によれば、原告は、3月17日、「注文依頼書」（乙A第7号証の1・2）を作成することによって、中部ガソリン8枚の売建玉と中部灯油25枚の買建玉の注文をしたことが明らかであり、この点及び証人　　の証言に照らして上記供述は採用することができない。

(2) 個別の取引の合理性についての検討

ア ⑩の取引（同一限月・同一枚数の同時両建）について

5月15日の後場3節に、中部ガソリンの10月限について28枚ずつの売建玉と買建玉がされたが、このような同一限月・同一枚数の同時両建には、何ら合理性を見いだすことができない。

このような両建玉は、建玉の約定値段が同額であるから、仮に同時に仕切った場合、値上がりしていれば、買建玉に売買益が生ずるが、売建玉に同額の売買損が生じ、値下がりしていれば、売建玉に売買益が生ずるが、買建玉に同額の売買損が生じ、いずれにせよ双方の手数料分の差引損となるものである。したがって、このような両建玉によって差引益を得るために、各建玉を異時点で仕切るしかないが、各建玉を異時点で仕切ることによりトータルで差引益を得ることの難しさはさて置き、仮にそのようにして差引益を得ることができたとしても、それは、同時両建をしたことによる効果ではない（例えば、値上がりした時点で買建玉のみを仕切り、その後値下がりした時点で売建玉を仕切って、トータルで差引益を得たという場合、それは、値下がりするという予想が当たったことによる効果であり、そのような予想ができる場合には、値上がりした時点で新規に売建玉をして、その後値下がりした時点でこれを仕切った方が、上記のような同時両建をする場合に比べて、同じ証拠金額及び手数料額で倍量の取引ができる、また同量の取引をするにしても証拠金額及び手数料額が半額になるから、より大きな利益を得られる。）。

この点について、　　は、当日は、当初値段が高く、その後下がったところ、翌日も同様（又はその逆）の値動きになる可能性があったことから、どちらの値動きになんでもトータルで利益を挙げることができるようにするために同時両建をした旨証言するが、トータルで差引益が得られるような値上がり、値下がりが生ずる確率が必ずしも高いとは思われず（なお、上記売建玉は5月19日と26日に計17万8680円の差引損（計11

万4000円の売買損)で仕切られ、上記買建玉は5月19日に3080円の差引損(6万1600円の売買益)で仕切られた。),翌日の値動きを見て売建玉又は買建玉をすれば足りることである(上記のとおり、その方が売買双方の取引をしない分だけ手数料額が低額である。さらに、の主張するような値動きとなる場合、翌日まで待って建玉をすれば、同日中の建玉と仕切りを行うことによって手数料額が更に低額となることになる(乙A4の2参照。)。

このような同一限月・同一枚数の同時両建を勧めたことは、手数料稼ぎと評価されてもやむを得ず、到底許されないものとして違法というべきである。

イ ①の取引(両建の同時仕切り)について

そもそも、210番の建玉(前場2節に値段2万8480円で10枚の売建玉)と211番の建玉(前場3節に値段2万8490円で10枚の買建玉)は、同一限月・同一枚数の両建であるが、ごく近接した時期に建てられており、その値段の差がごくわずかであることからして、同時両建とほぼ同じ不合理さがある。

この両建玉を同時に仕切ると、トータルでは、ほぼ、売買損益は零、差引損益は双方の手数料分の損となることが明らかである(実際にも、トータルで、売買損益は2000円の損、差引損益は4万8100円の損であった。)。

したがって、211番の建玉を勧めたこと及び210番の建玉と211番の建玉の同時仕切りを勧めたことは、手数料稼ぎと評価されてもやむを得ず、到底許されないものとして違法というべきである。

ウ ④ないし⑥の各取引(損切り直し)について

損切り直しについてみると、当該時点で既存建玉が損切りになるという場合である(その損切りによる直しをすると、当該既存建玉の含み損が現

実化して利用可能資金が現実に減少し、さらに、往復分の手数料だけ新たに損が生ずる。) から、既存建玉が買玉である場合、値上がりすると思えば既存建玉を仕切らず、値下がりすると思えば新規建玉をしない、既存建玉が売玉である場合、値下がりすると思えば既存建玉を仕切らず、値上がりすると思えば新規建玉をしない、という選択が合理的であり、損切り直しには原則として合理性が認められないというべきである(なお、直しには利益を証拠金に振り替えて取引を拡大できるという利点があると言われるが、損切り直しにはそのような利点もない。)。

これに対し、被告カネツは、原告の指摘する各取引について、仕切った後に相場状況が変化したため、あるいは、値洗い損となっている建玉を仕切り、かつ、本証額を減らさないようにすべく新規建玉をすることで、追証の発生を避けるためであったなどと主張する。

しかし、後者の主張(追証の発生回避)について、当裁判所は、このような理由により原告に対して損切り直しとなる取引を勧誘することは許されないと考える。

確かに、追証が発生すれば委託本証拠金の5割と高額な証拠金が一時に必要となるのであるが、損切り直しによって追証の発生を当面回避したところで、相場が反転せずに更に値洗い損が拡大すれば結局追証が発生する(直しによって本証拠金の額が維持されている以上、発生する追証の額は同じである。)ことになるのであって、その効果は不確実なもの、先送りにすぎないものであり、他方で損切り直しによって確実に損失が拡大することであること、そもそも、追証の発生によって新たに損失が発生するものではなく(追証は、既に発生した損失の一部を証拠金として預託するものである。), また、追証の制度は損失の大きさを知らせて不測の損害を回避する警鐘機能があると考えられること、以上の点にかんがみれば、損切り直しによる追証回避は、追証発生による一時の多額な支出を避けたい

委託者がこれを一縷の希望として選択する可能性が高い一方で、確実に損失を増加させ、にもかかわらず、その後相場が好転しなければそもそも意味がなく、また、追証の警鐘機能を潜脱する面があるのであって、相場の予測を間違えれば、無意味に帰し、更に不測の損害を被る危険の高い取引ということができる。

本件の委託者である原告は、上記1(2)、(3)に示したように、商品先物取引に関して知識及び経験が十分とはいえない者であり（被告オリオンにおいて商品先物取引を経験してはいるが、上記1で判示したとおり、被告オリオンの担当従業員の提案に応じて過当かつ危険性のある取引を行っているなど、商品先物取引の仕組みを十分に理解した経験者であるとはいえない。）、このような原告に対して被告カネツ（担当従業員）が上記のような問題点のある追証回避のための損切り直しの取引（本件では、同一場節で仕切り及び新規建玉が行われていて、その間の相場状況の変化の余地がない④、⑤及び⑥の取引がこれに該当する。）を勧誘することは、違法といわざるを得ない（⑦の取引については、当該時点での追証発生の具体的な危険があったという主張及び証拠はないのであるから、そもそも不合理である。）。

(3) 常時両建等について

ア、3月17日に取引が開始されたところ、中部ガソリンについては同月19日に、中部灯油については同月24日にそれぞれ両建となり、以後、取引終了に至るまで、ほぼ常態的に両建の状態であった。

イ、前記のとおり差引損益累計は5月30日まではずっと益であったが、残玉の値洗い損益はほぼ常に損であり、例えば、差引損益累計が103万5890円の益であった4月16日の時点では、残玉の値洗い損益は390万1800円の損（仮差引損益は419万0550円）であった。

このような事態は、主として、上記アのように両建状態にある建玉につ

き、利益が出る方の建玉を仕切って、含み損のある反対方向の建玉を残したまま、更に新規に建玉をして両建とするということを繰り返したことにより生じたものである。

このような取引を繰り返すと、手数料が多額となることにより、売買損益は益であっても差引損益は損となるという危険性が増すことは、前記1(1)イに判示したとおりである。実際にも、本件カネツ取引では、売買損益はわずか5万3400円の損であったが、差引損益は443万3790円の損となった。

(4) 以上の事実に基づいて本件カネツ取引につき検討するに、個々的にも上記(2)のとおり合理性の認められない取引の勧誘がされたし、全体的にも、上記(3)のような常時両建等を繰り返す取引の勧誘がされて、平均すると1か月当たり約33回もの新規建玉（約43回もの仕切り）の勧誘がされたのであって、このような勧誘は、その対象者である原告が、約7000万円の金融資産を有し、約1年にわたり被告オリオンに委託して商品先物取引を行ってきていたとはいえ、若い時から専業主婦として生活してきた恒常的収入が年金（月約21万円）のみの60歳代後半の寡婦であったことを考慮すると、過当（一部、手数料稼ぎと評価されてもやむを得ないほど不合理）かつ危険性のある取引を勧誘したものという評価を免れず、違法というべきである。

したがって、被告カネツは、不法行為に基づいて、本件カネツ取引により原告に生じた損害を賠償すべき義務がある。

その損害は、損金相当額443万3790円である（弁護士費用相当損害金及び過失相殺については、後述する。）。

(5) 過失相殺について

これまでに判示してきたところによれば、原告に上記損害が生じたことについては、原告にも、約1年間にわたり被告オリオンに委託して商品先物取引を行ってきて、約1000万円もの差引損（現実損）と多額の含み損が生

じていることを把握し、商品先物取引が大損をする危険性を伴うものであることを自ら体験していたにもかかわらず、安易に本件カネツ取引を開始したこと、その取引開始後も、日常的に、仮差引損益を計算して、それが多額の損となっていることを把握していたにもかかわらず、安易に被告カネツの担当従業員の勧誘に従って頻回かつ大量の取引を続けたこと、これらの点において過失があったというべきである。

その原告の過失割合は、上記のように被告カネツ（担当従業員）の勧誘の違法性の程度が高いことなど本件に顧れた諸般の事情を考慮して、3割をもって相当と認める。

(6) したがって、被告カネツが原告に対して賠償すべき損害は、上記443万3790円の7割に当たる310万3653円となる。

そして、本件不法行為と因果関係のある弁護士費用相当損害金は、30万円をもって相当と認める。

これらの合計は、340万3653円である。

3 以上の次第で、原告の本訴請求は、被告オリオンに対し913万5200円及びこれに対する平成16年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、被告カネツに対し340万3653円及びこれに対する平成15年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がないというべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第14部

裁判長裁判官 貝 可 弓爾 詠成

裁判官 片 野 正 樹

裁判官 西 田 祥 平

オリオン交易

建玉分析表

特定売買判定方法: パターン (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ヨリ: 約定日+商品銘柄+場所+登録日時+登録No

全銘柄

No.	約定日付	商品名	限月	取扱	数量	約定金額	先物予定	在庫	販賣額	差引損益金	差引損益率合計	直送日数不		
1	2002/03/25	中領一ガソ	第1筋	2002/7/10	26300	13,750,000								
2	2002/03/27	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	26530	13,415,000								
3	2002/03/29	中領一ガソ	第1筋	2002/7/10	27470	13,735,000	25 仕	25	0	50				
4	2002/04/02	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	26570	14,265,000		25	0	565,000	55,000	2,750		
5	2002/04/03	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	29170	14,585,000	25 仕	0	25	1,170,000	55,000	1,112,250		
6	2002/04/03	中領一ガソ	第1筋	2002/7/10	29170	14,585,000		0	300,000	55,000	2,750	242,250		
7	2002/04/03	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	26970	28,970,000	50 新	50	0	0		1,639,500		
8	2002/04/04	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	27850	27,850,000		50	0	0		2,866,250		
9	2002/04/04	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	27650	35,945,000		65	0	1,120,000	110,000	5,500		
10	2002/04/04	中領一ガソ	第2筋	2002/7/9	27500	30,255,000	55 新	55	0	1,004,500				
11	2002/04/05	中領一ガソ	第2筋	2002/7/9	27330	30,053,000		55	0	65	187,000	6,050		
12	2002/04/05	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	27050	32,460,000		60	0	125		2,946,200		
13	2002/04/09	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	27160	32,582,000	60 仕	0	65	132,000	132,000			
14	2002/04/09	中領一ガソ	第3筋	2002/7/9	27760	66,524,000	170 新	120	65	6,600	-6,600	2,959,600		
15	2002/04/10	中領一ガソ	第2筋	2002/7/9	27000	64,800,000		120	0	65	1,824,000	264,000		
16	2002/04/10	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	26650	53,300,000		120	0	65	1,546,800	4,406,400		
17	2002/04/11	中領二ガソ	第2筋	2002/7/10	26870	45,670,000		160	0	165				
18	2002/04/12	中領二ガソ	第3筋	2002/7/10	26340	131,700,000	250 新	85	0	250				
19	2002/04/18	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	27130	54,260,000	100 仕	250	150					
20	2002/04/18	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	27140	54,260,000	100 仕	350	150					
21	2002/04/25	中領一ガソ	第1筋	2002/7/10	26840	90,530,000	150 新	900	150					
22	2002/04/26	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	26340	52,680,000	100 仕	600	150					
23	2002/04/26	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	26330	36,862,000	70 新	670	150					
24	2002/05/02	東雲N大豆	後1筋	2003/3/04	26940	43,410,000	150 新	620	150					
25	2002/05/02	東雲N大豆	後1筋	2002/7/10	26430	120,300,000		250	150	3,400,000	550,000	27,500		
26	2002/05/02	中領一ガソ	第1筋	2002/7/10	25660	51,320,000	150 新	100	150	1,360,000	220,000	11,000		
27	2002/05/02	中領一ガソ	第2筋	2002/7/11	25310	152,220,000		300	170	450				
28	2002/05/06	東雲N大豆	後2筋	2003/04	29110	97,330,000	300 新	770	150					
29	2002/05/06	中領一ガソ	後2筋	2002/7/11	25710	154,260,000	300 仕	770	150	2,040,000	660,000	33,000		
30	2002/05/09	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	26430	52,860,000		100	150	1,420,000	220,000	11,000		
31	2002/05/09	中領一ガソ	第3筋	2002/7/10	26430	79,250,000		150	150	1,230,000	330,000	16,500		
32	2002/05/09	中領一ガソ	後1筋	2002/7/11	28420	142,100,000		250	520					
33	2002/05/09	中領一ガソ	後2筋	2002/7/10	27140	55,460,000	100 新	620	400					
34	2002/05/10	東雲N大豆	第1筋	2003/04	29100	68,310,000		230	620	630				
35	2002/05/10	中領一ガソ	第2筋	2002/7/11	28630	143,150,000	250 仕	220	620	1,050,000	550,000	27,500		
36	2002/05/13	東雲N大豆	第2筋	2003/04	29580	65,076,000		70	550	600	154,000	412,500	13,050,900	
37	2002/05/14	中領一ガソ	第1筋	2002/7/10	25840	36,216,000		100	450	600	40,000	482,300	13,541,200	
38	2002/05/14	中領一ガソ	第2筋	2002/7/10	27520	55,040,000		100	450	600	40,000	220,000	11,000	
39	2002/05/14	中領一ガソ	第3筋	2002/7/11	28360	56,720,000		100	450	700				
40	2002/05/15	中領一ガソ	第2筋	2002/7/11	28360	56,600,000		100	450	600				
41	2002/05/17	中領一ガソ	第3筋	2002/7/11	25580	96,444,000	190 新	600	800					
42	2002/05/17	中領一ガソ	第2筋	2002/7/11	26360	56,750,000	100 仕	600	700					
43	2002/05/17	中領一ガソ	第3筋	2002/7/11	26360	56,760,000	100 仕	600	600	220,000	11,000	-181,000	13,559,200	
44	2002/05/21	中領一ガソ	第3筋	2002/7/11	25570	97,166,000		100	450	600	220,000	-71,000	13,408,200	
45	2002/05/21	中領一ガソ	第3筋	2002/7/12	25440	66,144,000		130	450	730	418,000	20,900	-1,160,900	12,327,300

(オリオン交易)

建玉分析表

特定売買判定方法:パターン1 (金件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ソート:約定日+商品銘柄+場所+先注日時+登録No。

全銘柄

No.	約定日付	商品名	場所	限月	数量	約定金額	売渡 手数料	売渡 手数料	売買 額益金	差引損益金	差引換算累計	直送日 間不		
45	2002/05/23	中部一ガソ	新1 節	2002/7/10	25520	75,835,200	146 新		598 730					
47	2002/05/29	東燃N大豆	後2 節	2003/04	28900	34,630,000			478 730	252,000	395,000	-163,800 12,163,500 ▲		
48	2002/05/29	中部一ガソ	後3 節	2002/11	23840	61,984,000	130 新		608 730					
49	2002/06/07	中部一ガソ	後3 節	2002/10	24840	73,526,400			148 660 730	2,306,800	325,600	1,966,920 14,130,420 ○		
50	2002/06/10	中部一ガソ	前3 節	2002/11	23910	95,640,000	200 新							
51	2002/06/14	中部一ガソ	前3 節	2002/11	24500	24,505,000			50 610 730	-580,000	110,000	5,500	-705,500 13,424,920	
52	2002/06/17	中部一ガソ	後3 節	2002/12	24540	9,816,000	20 新		610 710	-360,000	44,000	2,200	-406,200 13,018,720	
53	2002/06/17	中部一ガソ	後3 節	2002/11	24860	9,944,000			20 590 710	-380,000	44,000	2,200	-426,200 12,592,520 ○	
54	2002/06/25	東燃N大豆	後2 節	2003/04	29100	23,280,000	80 新							
55	2002/07/17	東燃N大豆	前1 節	2003/04	30230	69,529,000	230 五		670 480	1,219,000	805,000	40,250	373,750 12,966,270	
56	2002/07/17	東燃N大豆	前2 節	2003/04	30230	66,506,000	220 五		670 260	1,430,000	770,000	38,500	621,500 13,567,770	
57	2002/07/17	中部一ガソ	後3 節	2003/01	24320	14,592,000			30 670	290				
58	2002/07/19	東燃N大豆	前3 節	2003/04	23600	121,360,000			410 670	700				
59	2002/07/22	東燃N大豆	前3 節	2003/04	30270	124,107,000	410 五							
60	2002/07/23	東燃N大豆	後1 節	2003/04	30170	119,171,500			395 670	685				
61	2002/07/23	中部一ガソ	後1 節	2002/10	25530	33,150,000	65 五		670 620	-2,795,000	143,000	7,150	-2,945,150 11,968,970	
62	2002/07/23	中部一ガソ	後1 節	2002/10	25550	43,350,000	65 五		670 535	-2,329,000	187,000	9,350	-2,525,350 9,443,670	
63	2002/07/23	中部一ガソ	後1 節	2002/11	24590	63,934,000			130 540	535	-1,768,000	285,000	14,300	-2,068,300 7,315,320 ○
64	2002/08/19	東燃N大豆	後1 節	2003/04	30810	121,639,500	395 五							
65	2002/08/19	中部一ガソ	後2 節	2003/02	25040	49,476,000			95 540	235				
66	2002/08/20	東燃N大豆	前2 節	2003/06	30550	100,815,000			330 540	565				
67	2002/08/20	東燃N大豆	前3 節	2003/04	30270	24,216,000			80 460	565	-928,000	288,000	14,400	-1,230,400 7,262,770
68	2002/08/20	中部一ガソ	後1 節	2003/01	26650	76,550,000			50 460	615				
69	2002/08/20	中部一ガソ	後3 節	2003/02	26650	29,315,000	55 五							
70	2002/08/20	中部一ガソ	後3 節	2003/02	26330	56,660,000	100 新		460 560	671,000	121,000	6,050	545,950 7,306,720	
71	2002/08/22	中部一ガソ	前3 節	2002/12	25930	57,118,000	110 五		560 450	1,210,000	242,000	12,100	955,900 8,762,620	
72	2002/08/22	中部一ガソ	前3 節	2003/01	26290	15,774,000	30 五		560 420	1,182,000	66,000	3,300	1,112,700 9,875,320 ○	
73	2002/08/22	中部一ガソ	後1 節	2003/01	26210	116,840,000			200 560	620				
74	2002/08/23	中部一ガソ	後1 節	2003/02	26410	21,176,000	40 五							
75	2002/08/23	中部一ガソ	後1 節	2003/02	26410	26,410,000	50 五		560 530	-344,000	88,000	4,400	251,600 10,126,920	
76	2002/08/23	中部一ガソ	後3 節	2003/02	26730	57,148,000	100 新		560 530	-110,000	110,000	5,500	-295,500 9,631,420	
77	2002/08/23	中部一ガソ	前3 節	2002/11	25860	67,236,000			130 530	530	-5,252,000	286,000	14,300	-5,552,300 4,279,120
78	2002/08/24	中部一灯油	後2 節	2003/02	26120	39,368,000			70 460	530	854,000	154,000	7,700	692,360 4,971,420
79	2002/08/05	中部一灯油	前3 節	2003/02	28310	16,986,000			30 430	530	232,000	66,000	3,300	182,700 5,154,120 ○
80	2002/08/05	中部一灯油	後1 節	2003/03	27560	19,292,000			35 430	565				
81	2002/08/05	中部一灯油	後3 節	2003/03	28760	20,132,000	35 五		430 530	840,000	77,000	3,850	759,150 5,913,270 ○	
82	2002/08/09	中部一灯油	後3 節	2003/03	28760	40,264,000	70 新							
83	2002/08/10	東燃N大豆	後1 節	2003/06	31000	40,300,000	130 五							
84	2002/08/10	中部一灯油	後2 節	2003/03	28670	40,138,000			70 430	400	126,000	154,000	7,700	-35,700 5,034,170 ▲
85	2002/08/10	中部一灯油	後3 節	2003/03	28860	31,746,000			55 430	455				
86	2002/08/11	東燃N大豆	前3 節	2003/04	31570	31,520,000			109 330	455	-2,410,000	370,000	18,500	-2,798,500 3,169,970
87	2002/08/11	東燃N大豆	前3 節	2003/04	31520	9,456,000			30 300	455	-726,000	108,000	5,400	-838,400 2,360,570 ○
88	2002/08/11	東燃N大豆	後1 節	2003/06	31510	47,265,000			150 300	605				
89	2002/08/11	東燃N大豆	後1 節	2003/08	31950	47,925,000			150 300	765				
90	2002/08/11	中部一灯油	後1 節	2003/01	30560	61,180,000	100 五		300 665	2,760,000	220,000	11,000	2,529,000 4,889,570	

(オリオン交易)

建玉分析表

特定売買判定方法: バ'ターン1 (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 リト:約定日+商品銘柄+場所+登録N o

全銘柄

3/ 6頁

No.	約定日付	商品名	場所	限月	値段	約定金額	売値	支玉	販数	元済	買済	委託手数料	売買損益金	差引損益金	差引損益累計	直近日高不	
91	2002/09/11	中部一灯油	後1筋	2003/03	28480	32,478,000	63,650,000	200 仕	300	600	600	121,000	6,050	554,950	5,444,520		
92	2002/09/12	東燃N大豆	前2筋	2003/05	31830	48,765,000	150 仕		300	400	2,560,000	660,000	1,846,000	7,790,520			
93	2002/09/12	東燃N大豆	前2筋	2003/06	32510	130,000,000	400 新		300	250	840,000	495,000	24,750	320,250	7,610,770		
94	2002/09/12	東燃N大豆	新1筋	2003/08	32500	80,400,000			700	250						◇	
95	2002/09/12	東燃N大豆	後2筋	2003/06	32160	80,400,000										☆	
96	2002/09/12	中部一灯油	後2筋	2003/01	30410	60,920,000	100 仕		700	400	2,400,000	220,000	11,000	2,169,000	9,779,770		
97	2002/09/17	東燃N大豆	後2筋	2003/08	32100	32,100,000			100	600	400	400,000	330,000	16,500	53,500	9,833,270	
98	2002/09/17	中部一灯ソ	前3筋	2003/03	26600	79,800,000	150 新			750	400						
99	2002/09/18	東燃N大豆	前2筋	2003/08	31830	63,660,000			200	550	400	1,340,000	660,000	33,000	647,000	10,480,270	
100	2002/09/18	中部一灯ソ	前3筋	2003/02	26440	79,320,000			150	550	550						
101	2002/09/18	中部一灯ソ	後3筋	2003/02	26560	21,248,000			40	550	580						
102	2002/09/18	中部一灯油	前3筋	2003/03	28080	56,160,000			100	550	550						
103	2002/09/19	東燃N大豆	前3筋	2003/08	31790	25,432,000	80 新			630	690						
104	2002/09/19	中部一灯油	前2筋	2003/03	28110	56,220,000	100 仕										
105	2002/09/24	東燃N大豆	後3筋	2003/08	31700	31,700,000			100	530	590	400,000	220,000	11,000	-191,000	10,219,270	
106	2002/09/24	中部一灯油	後3筋	2003/03	28540	68,405,000			120	530	710	800,000	330,000	16,500	453,500	10,742,770	
107	2002/09/26	東燃N大豆	前3筋	2003/06	31290	15,645,000			50	530	760					○	
108	2002/09/26	中部一灯ソ	前3筋	2003/02	26940	26,950,000	50 仕			530	710		550,000	110,000	5,500	434,500	11,177,270
109	2002/09/30	東燃N大豆	前3筋	2003/06	31110	46,655,000	150 仕			530	560	-600,000	495,000	24,750	-1,116,750	10,057,520	
110	2002/09/30	中部一灯油	後1筋	2003/04	27870	75,248,000	135 新			665	560					○	
111	2002/10/03	東燃N大豆	後2筋	2003/06	31440	40,872,000	130 新			795	560					○	
112	2002/10/03	中部一灯油	前3筋	2003/04	27600	74,520,000			135	660	560	725,000	297,000	14,850	417,150	10,474,670	
113	2002/11/13	東燃N大豆	後2筋	2003/09	31110	24,838,000			80	560	560	544,000	280,000	14,000	250,000	10,724,670	
114	2002/11/14	中部一灯油	前2筋	2003/02	27190	32,678,000			60	520	560	1,368,000	132,000	6,600	1,229,400	11,854,910	
115	2002/11/14	中部一灯油	前2筋	2003/03	25700	61,680,000	120 仕			520	440	-8,916,000	264,000	13,200	-7,093,200	4,869,870	
116	2002/11/25	中部一灯ソ	前2筋	2003/02	28550	91,760,000	100 仕			520	340	-1,160,000	220,000	11,000	-1,411,000	3,449,870	
117	2002/11/25	中部一灯ソ	前2筋	2003/02	28550	20,680,000	40 仕			520	300	-568,000	86,000	4,400	-660,400	2,789,470	
118	2002/11/28	中部一灯ソ	後3筋	2003/03	29260	76,780,000			150	370	300	1,020,000	330,000	16,500	673,500	3,462,910	
119	2002/11/28	中部一灯油	後3筋	2003/06	24380	48,600,000			100	370	400					○	
120	2002/11/29	中部一灯油	後2筋	2003/05	24480	29,376,000	60 新			430	400					○	
121	2002/12/02	中部一灯ソ	前3筋	2003/05	27270	54,540,000			100	430	500					○	
122	2002/12/02	中部一灯油	前2筋	2003/06	24800	49,600,000	160 仕			430	400	1,000,000	220,000	11,000	769,000	4,231,970	
123	2002/12/06	東燃N大豆	後2筋	2003/04	31250	24,675,000			70	360	400	-4,417,000	280,000	14,000	-4,711,600	-479,030	
124	2002/12/06	東燃N大豆	後2筋	2003/05	34350	3,435,000	10 仕			360	390	219,000	36,000	1,800	181,200	-297,630	
125	2002/12/06	東燃N大豆	後2筋	2003/06	34350	17,175,000	50 仕			360	340	1,530,000	180,000	9,000	1,341,000	1,043,170	
126	2002/12/06	中部一灯油	後1筋	2003/02	28910	23,848,000			40	320	340	-1,184,000	88,000	4,400	-1,276,400	-233,230	
127	2002/12/10	東燃N大豆	前2筋	2003/06	34160	13,664,000	40 仕			320	300	900,000	144,000	7,200	648,800	415,570	
128	2002/12/10	中部一灯油	前2筋	2003/06	28340	47,412,000	90 新			410	300					○	
129	2002/12/12	東燃N大豆	前2筋	2003/10	33680	15,160,500				45	410	345				○	
130	2002/12/12	中部一灯ソ	前2筋	2003/05	27930	55,860,000	100 仕			410	245	1,320,000	220,000	11,000	1,088,000	1,504,570	
131	2002/12/12	中部一灯油	前2筋	2003/06	25120	50,240,000	100 新			510	245					○	
132	2002/12/13	中部一灯油	前3筋	2003/06	25670	46,206,000				90	420	245				○	
133	2002/12/16	東燃N大豆	前1筋	2003/04	36350	18,175,000			50	370	245	-3,625,000	195,000	9,750	-3,829,750	-1,327,000	
134	2002/12/16	東燃N大豆	前1筋	2003/06	36250	10,575,000	30 仕			370	215		5,400	813,500	-513,480	○	
135	2002/12/16	中部一灯油	前1筋	2003/06	25970	83,104,000				160	370	315				○	

建玉分析表

(オリオン交易)

特定売買判定方法: ハ'ターシー(金件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ソト: 約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No。

全銘柄

No.	約定日付	商品名	期間	用月	値段	約定金額	売致希望	売玉	買	販路	売残	買残	売買手数料	売買損益金	差引損益金	差引総益金	差込日回不
136	2003/01/06	東葛N大豆	前2箇	2003/04	26550	3,555,000			-	10	360	375	-661,000	41,000	2,050	-704,050	-1,217,530
137	2003/01/06	東葛N大豆	前2箇	2003/06	34330	3,433,000	10	15	-	360	365	217,000	37,000	1,650	178,150	-1,039,380	
138	2003/02/14	東葛N大豆	後2箇	2003/06	34610	5,191,500	5	15	-	360	350	367,500	57,000	2,850	307,650	-781,730	
139	2003/02/14	中部一灯油	前3箇	2003/05	34580	34,296,000			-	60	300	350	-4,920,000	132,000	6,600	-5,058,600	-5,760,330
140	2003/02/14	中部一灯油	前3箇	2003/06	28330	28,330,000			-	50	250	350	-3,210,000	110,000	5,500	-3,325,500	-9,115,830
141	2003/02/14	中部一灯油	前3箇	2003/06	28330	56,660,000	100	15	-	250	250	4,720,000	220,000	11,000	4,480,000	-4,626,830	
142	2003/02/20	中部一灯油	後3箇	2003/06	27120	27,820,000	50	新	-	300	250	-	-	-	-	-	○
143	2003/03/03	東葛N大豆	後2箇	2003/04	35600	24,500,000			-	70	230	250	-4,242,000	301,000	15,050	-4,558,050	-9,184,880
144	2003/03/03	東葛N大豆	後2箇	2003/06	33980	49,271,000	145	15	-	230	105	565,500	28,639,000	28,725	2,946,225	-7,139,655	
145	2003/03/03	東葛N大豆	後2箇	2003/08	34020	44,226,000			-	130	100	105	-3,354,000	494,000	24,700	-3,872,700	-11,012,355
146	2003/03/03	東葛N大豆	後2箇	2003/10	33930	15,266,500	45	15	-	100	60	100	8,100	162,000	8,100	-62,100	-11,074,455
147	2003/03/05	中部一灯油	後2箇	2003/06	28500	22,800,000			-	40	60	60	-544,000	88,000	4,400	-636,400	-11,710,855
148	2003/03/12	中部一灯油	前2箇	2003/06	29050	5,970,000			-	10	50	60	-106,000	22,000	1,100	-129,100	-12,139,355
149	2003/03/12	中部一灯油	前2箇	2003/06	29650	17,760,000	30	15	-	30	30	2,208,000	66,000	3,300	2,138,700	-10,001,255	
150	2003/03/17	中部一灯油	前1箇	2003/06	29560	11,800,000			-	20	50	50	-	-	-	-	○
151	2003/03/25	中部一灯油	後1箇	2003/06	25670	25,670,000			-	50	0	50	-350,000	110,000	5,500	-665,500	-10,665,755
152	2003/03/27	中部一灯油	前2箇	2003/09	26350	26,350,000	50	新	-	50	50	-	-	-	-	-	○
153	2003/04/04	中部一灯油	後2箇	2003/06	25720	15,132,000	30	15	-	50	20	50	-450,000	66,000	3,300	-519,300	-11,186,055
154	2003/04/07	中部一灯油	後3箇	2003/10	25250	15,150,000			-	30	50	50	-	-	-	-	○
155	2003/04/11	中部一灯油	前2箇	2003/10	25810	16,322,000	30	15	-	50	20	372,000	66,000	3,300	302,700	-10,883,355	
156	2003/04/14	中部一灯油	後1箇	2003/10	25960	15,576,000			-	30	50	50	-	-	-	-	○
157	2003/04/17	中部一灯油	後1箇	2003/09	24840	24,940,000			-	50	0	50	1,410,000	110,000	5,500	1,294,500	-9,568,855
158	2003/04/18	中部一灯油	前2箇	2003/10	26420	26,420,000	50	新	-	50	50	-	-	-	-	-	○
159	2003/04/24	中部一灯油	前3箇	2003/10	25750	10,300,000			-	20	30	50	268,000	44,000	2,200	221,800	-9,367,055
160	2003/04/25	中部一灯油	後2箇	2003/10	25710	10,284,000	20	新	-	50	50	-	-	-	-	-	○
161	2003/04/30	中部一灯油	前2箇	2003/11	25650	16,360,000			-	30	50	50	-	-	-	-	○
162	2003/05/01	中部一灯油	前2箇	2003/11	26090	15,854,000	30	15	-	30	50	50	-294,000	66,000	3,300	224,700	-9,142,355
163	2003/05/08	中部一灯油	後1箇	2003/10	25300	10,120,000			-	20	30	50	164,000	44,000	2,200	117,800	-9,024,355
164	2003/05/08	中部一灯油	後2箇	2003/11	25850	10,340,000			-	20	30	70	-	-	-	-	○
165	2003/05/09	中部一灯油	後3箇	2003/11	26110	20,886,000	40	新	-	70	70	70	-	-	-	-	○
166	2003/05/13	中部一灯油	後1箇	2003/10	25750	15,450,000			-	30	40	50	402,000	66,000	3,300	332,700	-8,691,855
167	2003/05/14	中部一灯油	前2箇	2003/11	26620	10,648,000	20	15	-	40	50	308,000	44,000	2,200	261,800	-8,438,055	
168	2003/05/14	中部一灯油	前3箇	2003/11	26560	15,948,000	30	新	-	70	50	-	-	-	-	-	○
169	2003/05/23	中部一灯油	後1箇	2003/06	25220	10,098,000	20	新	-	70	30	-1,712,000	44,000	2,200	-1,758,200	-10,188,255	
170	2003/05/23	中部一灯油	後2箇	2003/12	27040	10,816,000	20	新	-	90	30	-	-	-	-	-	○
171	2003/05/29	中部一灯油	前3箇	2003/12	27320	21,856,000			-	40	90	70	-	-	-	-	○
172	2003/06/03	中部一灯油	後3箇	2003/10	27160	16,286,000	30	15	-	90	40	720,000	66,000	3,300	660,700	-9,537,555	
173	2003/06/04	中部一灯油	後1箇	2003/12	27950	27,950,000			-	50	90	90	-	-	-	-	○
174	2003/06/09	中部一灯油	後2箇	2003/12	28340	28,340,000	50	15	-	90	40	390,000	110,000	5,500	274,500	-9,269,055	
175	2003/06/10	中部一灯油	後2箇	2003/12	28300	28,300,000			-	50	90	90	-	-	-	-	○
176	2003/06/25	中部一灯油	前3箇	2004/01	28390	17,634,000	30	新	-	40	120	90	-	-	-	-	○
177	2003/06/30	中部一灯油	前3箇	2003/12	29310	17,506,000	40	15	-	30	120	120	-	-	-	-	○
178	2003/07/15	中部一灯油	前3箇	2003/12	29190	23,424,000	40	15	-	120	80	1,496,000	88,000	4,400	1,403,600	-7,859,455	
179	2003/07/18	中部一灯油	前3箇	2004/01	29260	5,978,000	10	15	-	120	110	116,000	22,000	1,100	92,900	-7,766,555	
180	2003/08/01	中部二灯油	後1箇	2003/12	29890				-	120	110	-	-	-	-	-	○

全銘柄

(オリオン交易)

建玉分析表

特定売買判定方法:バーゲン (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 リート:約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No。

5/ 6頁

No.	約定日付	商品名	保証月	数量	約定金額	先取希望	先取実行	貿易量	預貯	預貯	預貯料	預貯積益金	委託手数料	消費税	差引報益料	差引報益金	直送日付	直送
181	2003/06/25	中部一灯油	新3筋	2004/01	30550	12,220,000	20	120	90	50	100	44,000	2,200	-7,304,755	△			
182	2003/06/25	中部一灯油	後3筋	2004/02	28910	17,946,000	30	150	90	10	140	90	540,000	22,000	1,100	-563,100	-7,367,855	○
183	2003/06/25	中部一灯油	後3筋	2004/03	28286	5,856,000		50	140	140								
184	2003/06/03	中部一灯油	前3筋	2004/03	27550	27,550,000		10	130	140								
185	2003/06/08	中部一灯油	前2筋	2003/12	28610	5,922,000		10	130	140								
186	2003/06/08	中部一灯油	前3筋	2004/03	26960	21,568,000		40	130	160								
187	2003/06/17	中部一灯油	後3筋	2003/11	28690	11,476,000		20	110	180								
188	2003/06/24	中部一灯油	後3筋	2003/11	27510	5,502,000		10	100	180								
189	2003/06/24	中部一灯油	後1筋	2003/12	28360	5,672,000		10	90	160								
190	2003/06/24	中部一灯油	後3筋	2003/12	28360	5,672,000	10	10	90	160								
191	2003/06/25	中部一灯油	前1筋	2003/12	28660	5,132,000	10	10	90	170	12,000	22,000	1,100	-11,100	-9,896,455	▲		
192	2003/06/29	中部一灯油	後1筋	2003/11	27670	5,534,000		10	80	160								
193	2003/06/29	中部一灯油	後3筋	2003/12	28740	5,748,000	10	10	80	150	88,000	22,000	1,100	-35,100	-10,182,655	○		
194	2003/10/06	中部一灯油	後3筋	2004/02	28440	5,688,000		10	70	150								
195	2003/10/07	中部一灯油	前2筋	2004/03	26620	10,668,000	20	90	150									
196	2003/10/08	中部一灯油	後2筋	2003/12	29310	5,362,000	10	10	90	140	202,000	22,000	1,100	176,900	-9,667,955	○		
197	2003/10/10	中部一灯油	前3筋	2003/12	29870	5,914,000	10	10	90	130	314,000	22,000	1,100	290,900	-9,371,055	○		
198	2003/10/10	中部一灯油	前3筋	2003/12	29870	11,948,000	20	10	110									
199	2003/10/10	中部一灯油	後1筋	2004/03	27120	27,120,000	50	140	110									
200	2003/10/20	中部一灯油	前1筋	2003/11	29300	5,860,000		10	130	110								
201	2003/10/20	中部一灯油	後1筋	2003/12	29850	5,970,000	10	10	130	100	114,000	22,000	1,100	66,100	-66,100	-9,667,355	○	
202	2003/10/20	中部一灯油	前3筋	2003/11	29500	5,900,000		10	120	100								
203	2003/11/17	中部一灯油	前1筋	2004/02	29230	11,948,000		20	100	100								
204	2003/11/17	中部一灯油	後2筋	2004/05	25830	10,328,000		20	100	120								
205	2003/11/27	中部一灯油	前3筋	2004/03	27530	11,012,000	20	100	100									
206	2003/11/27	中部一灯油	後2筋	2004/05	25520	15,312,000	30	130	100									
207	2003/12/01	中部一灯油	後3筋	2004/01	28630	17,178,000		30	100	100								
208	2003/12/04	中部一灯油	後3筋	2004/06	25510	25,510,000		50	100	150								
209	2003/12/08	中部一灯油	後2筋	2004/06	25340	12,670,000		25	100	175								
210	2003/12/12	中部一灯油	後2筋	2004/03	27170	27,720,000	50	100	125									
211	2003/12/12	中部一灯油	前3筋	2004/03	26170	26,170,000	50	100	145									
212	2003/12/15	中部一灯油	後3筋	2004/06	26050	26,050,000		50	100	125								
213	2003/12/16	中部一万ソ	後1筋	2004/06	29220	29,420,000		50	100	120								
214	2003/12/16	中部一灯油	前1筋	2004/03	27910	11,164,000	20	100	175									
215	2003/12/17	中部一万ソ	前3筋	2004/01	27010	5,402,000	10	100	125									
216	2003/12/18	中部一万ソ	前3筋	2004/06	29930	28,930,000	50	100	95									
217	2003/12/18	中部一万ソ	後2筋	2004/06	27250	21,800,000		40	100	135								
218	2003/12/18	中部一万ソ	前3筋	2004/06	27200	27,200,000	50	100	135									
219	2003/12/22	中部一万ソ	後2筋	2004/06	26790	26,790,000		50	100	135								
220	2003/12/22	中部一万ソ	前3筋	2004/07	26650	26,850,000		50	100	185								
221	2003/12/24	東京N大豆	後2筋	2004/12	37590	18,695,000		50	100	235								
222	2003/12/25	中部一万ソ	前2筋	2004/07	28970	28,970,000	50	100	235									
223	2003/12/25	中部一万ソ	後1筋	2004/06	26370	13,185,000	25	100	210									
224	2003/12/25	中部一万ソ	後2筋	2004/06	26770	26,170,000	50	100	210									
225	2003/12/26	東京N大豆	前2筋	2004/10	41680	20,840,000	50	100	210									

オリオン交易)

建玉分析表

特定売買判定方法:パターン1 (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 リート・約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No.

全銘柄

6頁

No.	約定日付	商品名	場所	期月	値段	約定金額	売渡	貯蔵	売價	売價 新	売價 既	買價	買價 新	買價 既	差手数料	売買損益金	消費税	翌引損益金	翌引損益計	
226	2004/01/09	中部一ガソ	後3箇	2004/05	30,050	30,050			50	250	250	50	250	250						
227	2004/01/09	中部一灯油	後2箇	2004/06	26,600	15,960,000	30	仕				50	250	230		654,000	66,000	3,300	584,700	-8,637,605
228	2004/01/15	中部一灯油	前2箇	2004/03	27430	10,972,000			41	20	230	230	230	230		-324,000	44,000	2,200	-310,200	-9,007,005
229	2004/01/21	中部一灯油	前3箇	2004/03	27110	13,555,000			41	25	205	230	230	230		5,000	55,000	2,750	-52,750	-9,060,595
230	2004/01/21	中部一灯油	後2箇	2004/03	27110	13,555,000			41	25	180	230	230	230		5,000	55,000	2,750	-52,750	-9,113,305
231	2004/01/23	中部一ガソ	後3箇	2004/07	29410	17,646,000	30	新				210	210	230						
232	2004/01/26	中部一灯油	後1箇	2004/05	26080	16,432,000	20	仕				210	210	104,000		44,000	2,200	57,800	-9,055,305	
233	2004/01/26	中部一灯油	後2箇	2004/06	26980	16,188,000	30	新				240	210	210						
234	2004/01/28	中部一灯油	後2箇	2004/08	26270	15,162,000			社	30	210	210		426,000		66,000	3,300	356,700	-8,688,805	
235	2004/01/28	中部一灯油	後3箇	2004/08	26230	15,736,000			社	30	210	240								
236	2004/02/10	東燃N大豆	後1箇	2004/12	41020	8,204,000	20	仕				210	220	726,000		68,000	3,400	654,600	-8,044,205	
237	2004/02/10	東燃N大豆	後3箇	2004/10	45100	22,850,000	50	新				260	220	220						
238	2004/02/13	中部一ガソ	後1箇	2004/07	28670	17,202,000			社	30	230	220		444,000		66,000	3,300	374,700	-7,683,305	
239	2004/02/13	中部一ガソ	後2箇	2004/08	28000	16,300,000			社	30	230	250								
240	2004/02/16	中部一ガソ	後3箇	2004/08	28200	16,920,000	30	仕				230	220	120,000		66,000	3,300	50,700	-7,618,805	
241	2004/02/16	中部一灯油	後3箇	2004/08	25940	5,940,000	50	新				280	220	220		-336,000	66,000	3,300	-405,300	-8,024,165
242	2004/02/20	中部一灯油	後1箇	2004/05	26080	15,648,000			41	30	250	220	220	220		-280,000	22,000	1,100	-303,100	-8,327,265
243	2004/02/20	中部一灯油	後1箇	2004/06	25950	5,170,000	10	仕				250	160	160		-720,000	110,000	5,500	-335,500	-9,162,705
244	2004/02/20	中部一灯油	後1箇	2004/07	26130	26,130,000	50	仕				50	200	160		-740,000	110,000	5,500	-655,500	-10,018,205
245	2004/02/20	中部一灯油	後1箇	2004/08	26680	26,660,000			社	100	110	110		270,000		110,000				
246	2004/02/24	東燃N大豆	前1箇	2004/10	50140	12,535,000			社	25	175	160		-1,110,000	82,500	4,125		-1,196,675	-11,214,830	
247	2004/02/24	東燃N大豆	前2箇	2004/10	50990	12,522,500			社	25	150	160		-1,097,500	82,500	4,125		-1,184,125	-12,318,955	
248	2004/02/24	中部一ガソ	前1箇	2004/07	29880	29,680,000			社	50	100	160		-710,000	110,000	5,500	-825,500	-13,224,455		
249	2004/02/24	中部一ガソ	前2箇	2004/05	30320	30,320,000	50	仕				100	110	110		270,000	110,000	5,500	154,500	-13,059,955
250	2004/02/24	中部一灯油	前1箇	2004/09	26600	16,080,000	30	仕				100	75	342,000		66,000	3,300	272,700	-12,797,255	
251	2004/02/24	中部一灯油	前1箇	2004/06	25570	2,597,000	5	仕				100	75	45,000		11,000	5,500	34,450	-12,762,805	
252	2004/02/27	東燃N大豆	後2箇	2004/12	44680	444,800	1	仕				100	74	70,900		3,400	170	67,330	-12,605,475	
253	2004/02/27	中部一ガソ	前3箇	2004/06	26730	16,038,000	30	仕				100	44	-312,000		66,000	3,300	-381,300	-13,076,775	
254	2004/02/27	中部一灯油	前3箇	2004/06	26730	8,019,000	15	仕				100	29	366,000		1,650	331,350	-12,745,125		
255	2004/02/27	中部一灯油	前3箇	2004/06	26730	26,730,000			社	50	50	29		-560,000	110,000	5,500	-675,500	-13,420,925		
256	2004/03/01	東燃N大豆	前1箇	2004/12	45880	13,334,200	29	仕				50	0	2,491,100		101,500	5,075	2,384,525	-11,036,400	
257	2004/03/01	東燃N大豆	前1箇	2004/10	52370	10,474,000			社	20	30	0		-2,138,000	72,000	3,600	-2,213,600	-13,250,000		
258	2004/03/01	東燃N大豆	前2箇	2004/10	52370	15,711,000			社	30	0	0		-3,207,000	106,000	5,400	-3,320,400	-16,510,400		
															71,258,800	26,504,000	1,325,200	-16,570,400	-2,29,054,10	

先買損益計： 11,258,800
差引損益計： -16,570,400

手数料計： 26,504,000(銀金に対する手数料の割合： 159.95%)
特定売買率： 62.1% (引件数) 特定売買内訳 (新規105件の内： 延し2件、 途断29件、 先送54件) (仕切153件の内： 日計0件、 不接10件)

(カネツ商事)

特定期判定方法

建玉分析表

全銘柄

特定売買判定方法:ル'ターリ(金件に判定)、重複有、商品単純、限月無視 ノート:約定日+商品銘柄+場所+券注日時+登録No。

No.	開定期付	開定期名	開定期	限月	数量	売走金額	値段	買取金額	買取	販賣	先質預託金	差押手数料	差押保証金	差押保証料	差押日取引	
1	0/3/17	中領一ガソ	新2箱	2003/09	20700	4,765,400	0				0	0				
2	0/3/17	中領一灯油	新2箱	2003/09	20660	14,840,000					25	0				
3	0/3/18	中領一灯油	新2箱	2003/09	20180	9,924,600					25	0				
4	0/3/18	中領一ガソ	新3箱	2003/09	20380	5,678,000					17	0				
5	0/3/24	中領一灯油	新1箱	2003/09	20700	1,071,600	2				10	52				
6	0/3/24	中領一灯油	新3箱	2003/09	20180	3,759,600	7				10	52				
7	0/3/24	中領一灯油	新3箱	2003/10	20700	17,681,400	33				17	52				
8	0/3/25	中領一ガソ	新3箱	2003/09	20180	4,180,400					50	52				
9	0/3/25	中領一ガソ	新3箱	2003/09	20180	5,236,000	10				42	52				
10	0/3/27	中領一灯油	新3箱	2003/10	21210	5,454,000					52	52				
11	0/3/28	中領一灯油	新3箱	2003/10	20180	5,562,000	10				10	52				
12	0/3/28	中領一灯油	新3箱	2003/09	20180	5,360,000	10				52	52				
13	0/4/1	中領一ガソ	新2箱	2003/09	20510	10,604,000	20				62	52				
14	0/4/1	中領一ガソ	新3箱	2003/09	20300	2,630,000					82	52				
15	0/4/1	中領一灯油	新3箱	2003/09	20180	5,254,000					5	77				
16	0/4/2	中領一ガソ	新1箱	2003/09	20560	5,120,000					10	67	52	106,000	550	
17	0/4/2	中領一ガソ	新1箱	2003/10	24810	9,352,000					10	57	52	182,000	22,000	
18	0/4/2	中領一ガソ	新2箱	2003/09	20560	5,120,000					20	57	72	106,000	0	
19	0/4/2	中領一ガソ	新2箱	2003/09	20560	2,560,000					10	41	72	116,000	0	
20	0/4/2	中領一灯油	新3箱	2003/09	20180	512,000	1				5	42	72	91,000	550	
21	0/4/2	中領一ガソ	新3箱	2003/10	24130	494,600	1				43	72				
22	0/4/2	中領一ガソ	新1箱	2003/10	24810	1,586,400	3				44	72				
23	0/4/2	中領一ガソ	新3箱	2003/08	25000	5,000,000	10				47	72				
24	0/4/2	中領一灯油	新2箱	2003/10	26640	5,328,000					57	72				
25	0/4/3	中領一ガソ	新1箱	2003/09	24180	4,956,000	10				10	47	72	30,000	22,000	
26	0/4/3	中領一ガソ	新3箱	2003/10	24510	9,724,000	20				51	72				
27	0/4/3	中領一灯油	新3箱	2003/08	25100	1,004,000	2				57	52	-228,000	44,000	2,200	
28	0/4/3	中領一灯油	新3箱	2003/09	25100	1,004,000					5	50	-183,200	4,400	220	
29	0/4/4	中領一ガソ	新1箱	2003/10	24290	486,600					1	56	52	8,880	2,200	
30	0/4/4	中領一ガソ	新3箱	2003/09	25000	1,000,000	2				1	56	50	-135,600	4,400	220
31	0/4/4	中領一ガソ	新3箱	2003/09	25000	1,000,000					10	53	52	84,600	22,000	
32	0/4/4	中領一灯油	新3箱	2003/09	25100	1,561,200					10	43	52	250,000	1,100	
33	0/4/4	中領一ガソ	新3箱	2003/10	20180	4,836,000	10				13	30	52	278,200	28,600	
34	0/4/4	中領一ガソ	新2箱	2003/09	24530	4,918,000					10	20	52	234,000	1,100	
35	0/4/4	中領一灯油	新1箱	2003/10	25500	5,160,000					1	19	52	20,200	110	
36	0/4/4	中領一灯油	新2箱	2003/10	25720	6,687,200					10	9	52	40,000	22,000	
37	0/4/4	中領一灯油	新1箱	2003/08	23830	4,766,000					13	30	52	278,200	28,600	
38	0/4/4	中領一ガソ	新2箱	2003/09	24530	4,918,000					10	20	52	234,000	1,100	
39	0/4/4	中領一ガソ	新2箱	2003/09	24530	4,918,000					1	19	52	20,200	110	
40	0/4/4	中領一灯油	新2箱	2003/09	24620	504,800					10	9	52	40,000	22,000	
41	0/4/4	中領一灯油	新2箱	2003/08	24620	3,446,800					2	7	52	66,000	4,400	
42	0/4/4	中領一灯油	新3箱	2003/10	25560	5,138,000					7	0	52	303,600	15,400	
43	0/4/4	中領一灯油	新1箱	2003/10	25560	5,192,000	10				10	0	62		267,630	1,650,910
44	0/4/4	中領一灯油	新1箱	2003/10	25560	5,192,000	10				0	52		54,000	22,000	
45	0/4/4	中領一灯油	新2箱	2003/10	26290	10,516,000					10	52		36,900	1,168,010	

(カネツ商事)

全銘柄 建玉分析表

特定売買判定方法:ハ'ターノ (全件に判定)、重複有、商品単体、限月無視 リト:約定日+商品終柄+場所+登録日時+登録No

金額

No.	約定日付	商品名	専属	限月	量段	約定金額	先取	元預	貯現	貯現	貯現	先買損益金	受託手数料	消費税	受引預残金	受引損益計	直送日取引
46	2003/04/09	東工一金	15:18	2004/02	1248	12,480,000	10 新		20	72							
47	2003/04/10	中部一方ソ	16:27	2003/10	24780	4,895,000	10 新		30	12							
48	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/09	25900	1,035,000	2 仕		30	70	32,000	4,400	220	21,380	1,709,160		
49	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/10	26620	5,374,000	10 新		30	60	66,000	22,000	1,100	42,900	1,752,080		
50	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/09	28650	5,130,000	10 新		40	60							
51	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/10	26500	5,300,000	10 仕		40	50	42,000	22,000	1,100	16,300	1,710,980		
52	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/10	26290	10,516,000			20	40	70						
53	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/10	26190	10,476,000	20 新		60	70							
54	2003/04/10	中部一方油	16:27	2003/10	26260	5,282,000	10 新		70	70							
55	2003/04/10	東工一金	16:27	2004/02	1263				10	60	70	-150,000	104,000	5,200	-258,200	1,511,780	
56	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25840	10,356,000	20 新		20	40	70	140,000	44,000	2,200	92,800	1,695,580	
57	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25870	10,346,000	20 新		60	70							
58	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/09	25170	5,024,000			10	50	70	96,000	22,000	1,100	72,900	1,676,480	
59	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25960	5,102,000			10	40	70	60,000	22,000	1,100	36,900	1,715,380	
60	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25660	12,360,000	20 新		60	70							
61	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25650	5,120,000	10 新		70	70							
62	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25840	10,336,000	20 新		20	50	70	12,000	44,000	2,200	-34,200	1,681,180	
63	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25840	10,336,000			20	30	70	56,000	44,000	2,200	9,800	1,690,980	
64	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25840	2,504,000			5	25	70	1,000	11,000	550	-10,550	1,680,440	
65	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/09	25050	20,048,000	40 新		65	70							
66	2003/04/11	中部一方油	16:27	2003/10	25640	2,584,000			5	65	75						
67	2003/04/14	中部一方ソ	16:27	2003/10	24650	4,920,000			10	55	75	36,000	22,000	1,100	12,900	1,693,340	
68	2003/04/14	中部一方ソ	16:27	2003/10	24590	4,918,000	10 新		65	75							
69	2003/04/14	中部一方ソ	16:27	2003/10	24610	4,922,000			10	55	75	-4,000	22,000	1,100	-21,100	1,666,240	
70	2003/04/14	中部一方ソ	16:27	2003/10	24610	4,922,000			10	55	95						
71	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/09	25260	15,120,000			30	25	85	-84,000	66,000	3,300	-153,300	1,512,940	
72	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/10	25340	5,188,000			10	15	85	4,000	22,000	1,100	-19,100	1,493,040	
73	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/10	25340	2,594,000			5	10	95	-9,000	11,000	550	-20,550	1,473,280	
74	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/08	25180	5,046,000	10 仕		10	0	85	-24,000	22,000	1,100	-47,100	1,426,100	
75	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/10	25260	25,920,000	50 新		50	65							
76	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/10	25350	10,380,000	20 仕		50	65	-136,000	44,000	2,200	-182,200	1,243,890		
77	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/10	25550	2,595,000	5 仕		50	60	11,000	550		-550	1,243,440		
78	2003/04/14	中部一方油	16:27	2003/10	25550	12,975,000	25 新		75	60							
79	2003/04/15	中部一方ソ	16:27	2003/10	24380	4,876,000	10 仕		15	30	70	-46,000	22,000	1,100	-69,100	1,174,360	
80	2003/04/15	中部一方ソ	16:27	2003/09	25240	5,048,000	10 新		95	50							
81	2003/04/15	中部一方ソ	16:27	2003/10	25350	10,372,000	15 仕		20	65							
82	2003/04/15	中部一方油	16:27	2003/10	25740	5,148,000			10	75	70	42,000	22,000	1,100	16,000	1,193,240	
83	2003/04/15	中部一方油	16:27	2003/10	25740	15,444,000			15	30	45	108,000	66,000	3,300	38,700	1,231,940	
84	2003/04/15	中部一方油	16:27	2003/10	25740	7,722,000			15	30	70	63,000	33,000	1,550	28,350	1,260,280	
85	2003/04/15	中部一方油	16:27	2003/10	25740	7,722,000			30	55	-57,000	33,000	1,650	-91,650	1,165,640		
86	2003/04/16	中部一方油	16:27	2003/10	25890	10,356,000			30	75							
87	2003/04/16	中部一方油	16:27	2003/09	25190	10,076,000			30	95							
88	2003/04/16	中部一方油	16:27	2003/08	25130	502,600	1 仕		30	94	-81,200	2,200	110				
89	2003/04/16	中部一方油	16:27	2003/10	25960	2,595,000	5 仕		30	99	3,000	11,000	550	-8,550	1,065,130		
90	2003/04/16	中部一方油	16:27	2003/10	25960	5,192,000	10 仕		30	79	14,000	22,000	1,100	-9,100	1,057,460		

(力ネツ商事)

建玉分析表

特定売買判定方法:パターン (全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 リト:約定日+商品銘柄+場所+登録日時+登録No

全銘柄

3/7頁

No.	約定日付	商品名	場所	限月	数量	約定金額	売数	売渡	貯蔵	貯蔵	貯蔵	貯託手数料	売買損益金	運賃	消費税	支引残高	支引残高	支引残高	支引残高
91	2003/04/16	中部一灯油	後3箇	2003/09	2530	4,523,400	9	新				30	70	-10,300	19,800	990			
92	2003/04/16	中部一灯油	後3箇	2003/09	25130	5,025,000	10	新				40	70				-31,500		
93	2003/04/16	中部一灯油	後3箇	2003/10	25960	7,788,000	15	新				55	70					1,035,890	
94	04/17	中部一ガソ	後3箇	2003/09	25260	1,098,000	2	社				55	68	8,000	4,400	220	3,380		
95	2003/04/17	中部一灯油	前1箇	2003/10	25830	7,149,000		社				15	40	68	39,000	33,000	1,650	4,350	1,043,620
96	2003/04/17	中部一灯油	前1箇	2003/10	25630	10,332,000		社				20	40	86					5
97	2003/04/17	中部一灯油	前2箇	2003/10	25840	19,336,000		社				20	40	106					
98	2003/04/17	中部一灯油	後1箇	2003/10	25770	5,154,000	10	社				40	98		-24,000	22,000	1,100	-47,100	
99	2003/04/17	中部一灯油	後1箇	2003/09	26940	4,988,000	10	社				40	88	-50,000	22,000	1,100	1,100	986,520	
100	2003/04/17	中部一灯油	後1箇	2003/10	26770	10,308,000	20	社				40	68	-24,000	44,000	2,200	-70,200	123,420	
101	2003/04/17	中部一灯油	後1箇	2003/10	25770	10,308,000	20	社				40	48	-26,000	44,000	2,200	-74,200	953,220	
102	2003/04/17	中部一灯油	後3箇	2003/10	26140	7,842,000		社				15	25	48	-66,000	2,200	-74,200	719,020	
103	2003/04/18	中部一灯油	後1箇	2003/09	25720	5,144,000		社				10	25	58					676,370
104	2003/04/18	中部一灯油	後2箇	2003/10	26710	5,340,000		社				10	25	68					
105	2003/04/21	中部一灯油	前1箇	2003/10	26560	15,936,000	30	新				55	68						
106	2003/04/21	中部一灯油	前1箇	2003/09	25660	5,132,000	10	社				55	58	-12,000	22,000	1,100	-35,100	643,270	
107	2003/04/21	中部二灯油	後3箇	2003/10	25560	15,936,000		社				30	25	58	0	66,000	3,300	-69,300	573,910
108	2003/04/21	中部一灯油	後1箇	2003/10	25560	15,936,000		社				30	25	68					
109	2003/04/22	中部一灯油	前1箇	2003/10	26700	10,680,000	20	社				25	68	56,000	44,000	2,200	9,800	593,770	
110	2003/04/22	中部一灯油	前1箇	2003/11	21430	10,972,000	20	新				45	68						
111	2003/04/22	中部一灯油	前2箇	2003/11	27360	10,944,000	20	新				65	68						
112	2003/04/22	中部一灯油	後3箇	2003/10	26550	5,310,000	10	社				65	58	-30,000	22,000	1,100	-53,100	530,670	
113	2003/04/22	中部一灯油	前1箇	2003/10	26550	5,310,000	10	社				65	48	-2,000	22,000	1,100	-25,100	595,570	
114	2003/04/22	中部一灯油	後3箇	2003/11	26910	10,764,000		社				20	45	48	168,000	44,000	2,200	141,900	647,370
115	2003/04/22	中部一灯油	後1箇	2003/11	26960	5,392,000		社				10	35	48	80,000	22,000	1,100	56,900	704,270
116	2003/04/22	中部一灯油	後3箇	2003/11	26960	5,392,000	10	新				65	68						
117	2003/04/23	中部一ガソ	前1箇	2003/11	24260	14,556,000	30	新				45	48						
118	2003/04/23	中部一ガソ	後3箇	2003/09	25550	5,118,000		社				10	65	48	-70,000	22,000	1,100	-93,100	611,170
119	2003/04/23	中部一灯油	前1箇	2003/11	26840	5,368,000		社				10	55	48	104,000	22,000	1,100	80,800	692,070
120	2003/04/23	中部一灯油	前1箇	2003/11	26840	5,368,000		社				10	45	48	24,000	22,000	1,100	900	692,970
121	2003/04/23	中部一灯油	後3箇	2003/10	26280	2,679,000		社				10	40	48	-37,000	11,000	550	-48,550	644,420
122	2003/04/23	中部一灯油	後3箇	2003/09	25400	2,540,000		社				5	35	48	-27,000	11,000	550	-38,550	605,870
123	2003/04/23	中部一灯油	後3箇	2003/09	25400	2,540,000	5	新				40	48						
124	2003/04/24	中部一ガソ	前1箇	2003/11	23810	9,574,000		社				5	20	48	180,000	44,000	2,200	133,800	739,570
125	2003/04/24	中部一ガソ	前1箇	2003/11	23810	4,762,000		社				10	10	48	90,000	22,000	1,100	66,100	805,570
126	2003/04/24	中部一ガソ	後2箇	2003/10	24200	4,840,000	10	新				20	48						
127	2003/04/24	中部一灯油	前2箇	2003/10	25760	10,304,000	20	新				40	48						
128	2003/04/24	中部一灯油	前3箇	2003/11	26520	5,304,000	10	新				40	48						
129	2003/04/24	中部一灯油	前1箇	2003/09	25100	2,510,000		社				5	45	48	30,000	11,000	550	18,450	825,020
130	2003/04/24	中部一灯油	後1箇	2003/11	25800	5,160,000		社				10	35	48	144,000	22,000	1,100	120,900	945,920
131	2003/04/30	中部一ガソ	後3箇	2003/10	23970	4,794,000		社				10	25	48	46,000	22,000	1,100	22,900	968,820
132	2003/04/30	中部一ガソ	後3箇	2003/09	24400	2,440,000		社				5	20	48	73,000	11,000	550	61,450	1,030,270
133	2003/04/30	中部一灯油	後3箇	2003/10	25610	10,004,000		社				20	0	48	300,000	44,000	2,200	233,800	1,264,010
134	1/5/1	中部一灯油	新2箇	2003/11	26090	10,436,000		社				20	0	68					
135	1/5/2	中部一灯油	後3箇	2003/11	26160	5,232,000		社				10	0	78					

（カネツ商事）

金銘

表 分析 玉建

〔金件〕判定方針（外）
特許審査官は、商標登録申請の審査に際して、該登録申請が、商標法第5条第1項第1号の規定による拒絶の理由に該するものと認められるときは、該登録申請を拒絶する。

No.	約定日付	商品名	牌節	原月	恒販	約定金額(元)	先取手数料	買賣額	税額	消費税	差引損益金	差引損益率	
146	3/5/6	中部一灯油	後3箇	2003/11	25550	20,768,000	40 新	40	78				
137	3/5/9	中部一ガソ	前2箇	2003/11	23980	4,795,000							
138	3/5/9	中部一灯油	後1箇	2003/11	26040	10,416,000	20 新	60	86				
139	3/5/12	中部一ガソ	後3箇	2003/10	24940	34,253,000	77 新	70	156				
140	3/5/12	中部一灯油	後3箇	2003/9	24840	36,253,000	77 新	137	156				
141	3/5/13	中部一ガソ	前1箇	2003/11	24190	4,838,000	10 仕	137	148				
142	3/5/13	中部一ガソ	後1箇	2003/10	24550	9,820,000	20 仕	137	128				
143	3/5/13	中部一ガソ	後2箇	2003/10	24520	4,904,000	10 仕	137	118				
144	3/5/13	中部一ガソ	後3箇	2003/10	24590	14,754,000	30 仕	137	88				
145	3/5/13	中部一灯油	後3箇	2003/11	26370	5,274,000	10 仕	137	78				
146	3/5/13	中部一灯油	後1箇	2003/11	26370	5,274,000	10 仕	137	68				
147	3/5/13	中部一灯油	後1箇	2003/9	26660	4,972,000	75 仕	10	127	68	-4,030	22,000	
148	3/5/13	中部一灯油	後2箇	2003/9	24860	9,944,000	75 仕	20	107	68	-6,000	44,000	
149	3/5/13	中部一灯油	後3箇	2003/9	24910	23,415,400	75 仕	47	60	68	-55,800	183,400	
150	3/5/13	中部一灯油	後3箇	2003/11	26550	5,300,000	10 仕	60	58	58	-174,370	1,050,300	
151	3/5/14	中部一ガソ	前1箇	2003/9	25340	1,520,400	75 仕	3	60	61	56,900	1,109,400	
152	3/5/14	中部一ガソ	前1箇	2003/10	24770	2,477,000	75 仕	5	60	66			
153	3/5/14	中部一ガソ	前2箇	2003/10	24800	4,960,000	10 仕	10	60	76			
154	3/5/14	中部二ガソ	後1箇	2003/10	24620	4,954,000	10 仕	60	66	66,000	22,000	1,152,300	
155	3/5/14	中部一ガソ	後1箇	2003/11	24450	14,670,000	10 仕	38	60	96			
156	3/5/14	中部一ガソ	後3箇	2003/11	24300	4,860,000	10 仕	60	86	-30,000	22,000	1,100	
157	3/5/14	中部一灯油	後3箇	2003/11	26580	5,316,000	10 新	70	70	66			
158	3/5/14	中部一灯油	後3箇	2003/11	25350	5,260,000	10 新	10	60	86	56,000	22,000	
159	3/5/15	中部一ガソ	前1箇	2003/10	24790	4,958,000	10 仕	60	76	-2,000	22,000	1,100	
160	3/5/15	中部一ガソ	前1箇	2003/11	24400	4,860,000	10 仕	60	66	-10,000	22,000	1,100	
161	3/5/15	中部一ガソ	前3箇	2003/9	25240	1,514,400	3 仕	60	63	-6,000	6,600	330	
162	3/5/15	中部一ガソ	前3箇	2003/9	25240	4,038,400	8 新	68	63	-12,930	1,060,370		
163	3/5/15	中部一ガソ	前3箇	2003/10	24630	4,926,000	10 新	78	63				
164	3/5/15	中部一ガソ	前3箇	2003/11	23240	9,666,000	20 新	98	63				
165	3/5/15	中部一ガソ	後1箇	2003/10	24460	4,892,000	10 新	10	86	63	34,000	22,000	
166	3/5/15	中部一ガソ	後1箇	2003/11	24150	9,660,000	20 新	108	108	108	10,900	1,071,870	
167	3/5/15	中部一ガソ	後3箇	2003/9	26030	4,034,000	5 仕	8	100	63	33,600	17,600	
168	3/5/15	中部一ガソ	後3箇	2003/10	24380	2,438,000	5 仕	100	58	-39,000	11,000	550	
169	3/5/15	中部一ガソ	後3箇	2003/11	24090	9,636,000	10 新	20	90	58	60,000	44,000	2,200
170	3/5/15	中部一ガソ	後3箇	2003/10	24380	13,652,000	28 新	108	108	108			
171	3/5/15	中部一ガソ	後3箇	2003/10	24360	13,652,000	28 新	20	108	86			
172	3/5/15	中部一灯油	前1箇	2003/11	26420	10,568,000	44,000	106	86	-152,000	44,000	2,200	
173	3/5/15	中部一灯油	前2箇	2003/11	26360	5,272,000	10 新	98	66				
174	3/5/15	中部一灯油	前3箇	2003/10	25730	5,146,000	10 新	108	86				
175	3/5/15	中部一灯油	前3箇	2003/11	26310	10,524,000	20 仕	20	108	106			
176	3/5/15	中部一灯油	後1箇	2003/11	26170	10,468,000	20 仕	106	86	-56,000	44,000	2,200	
177	3/5/15	中部一灯油	後3箇	2003/11	26170	5,234,000	20 仕	10	98	96	-102,200	749,840	
178	3/5/16	中部一灯油	後1箇	2003/11	26340	5,268,000	10 新	10	98	96	14,900	764,740	
179	3/5/16	中部一灯油	後2箇	2003/11	26350	5,270,000	10 新	106	86				
180	3/5/16	中部一灯油	後3箇	2003/10	25850	5,170,000	10 新	10	98	96	-24,000	22,000	1,100

(力ネツ商事)

建玉分析表

特定売買判定方法: ハーツ1 (金件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ノート: 約定日+商品銘柄+場所+券注日時+登録No

全銘柄

No.	約定日付	新品名	箇箇	箇月	額度	約定金額	先取 承認	支玉	買取	売却	元販倒金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直通日簿			
181	1/5/16	中部一灯油	後3箇	2003/11	26400	5,206,000	10 新			108	96				-3,000	714,550	△		
182	1/5/19	中部一ガソ	前2箇	2003/10	24400	13,714,400	28 仕			10	98	61,600			-3,000	661,460	△		
183	1/5/19	中部一ガソ	前3箇	2003/10	24500	4,906,000				8	90	-30,000	22,000	1,100	-53,100	602,980	△		
184	1/5/19	中部一ガソ	後2箇	2003/10	24630	3,940,800				10	80	-40,000	17,600	880	-58,400	597,880	△		
185	1/5/19	中部一灯油	前2箇	2003/11	26390	5,218,000				10	80	16,000	22,000	1,100	-5,100	555,660	△		
186	1/5/21	中部一ガソ	後3箇	2003/11	24140	9,666,000				20	60	60	4,000	44,000	2,200	-42,200	532,560	△	
187	1/5/21	中部一灯油	前2箇	2003/12	26870	5,314,000	10 新			10	70	68			563,480	563,480	△		
188	1/5/21	中部一灯油	後3箇	2003/12	26910	5,314,000				10	60	68	0	22,000	1,100	-23,100	504,310	△	
189	1/5/22	中部一灯油	後3箇	2003/11	26610	5,322,000	10 仕			10	60	58	54,000	22,000	1,100	30,900	504,310	△	
190	1/5/22	中部一灯油	後3箇	2003/10	25930	5,196,000				10	60	68					504,310	△	
191	1/5/23	中部二ガソ	後3箇	2003/11	24270	4,854,000	10 仕			10	60	68	-36,000	22,000	1,100	-59,100	504,310	△	
192	1/5/23	中部一灯油	後3箇	2003/10	25840	5,168,000	10 仕			10	60	48	-30,000	22,000	1,100	-53,100	451,280	△	
193	1/5/23	中部一灯油	後3箇	2003/12	26840	5,386,000	10 新			10	70	48					451,280	△	
194	1/5/26	中部一ガソ	前3箇	2003/10	24600	4,920,000				10	60	48	-44,000	22,000	1,100	-67,100	384,180	△	
195	1/5/30	中部一灯油	前2箇	2003/11	27060	21,646,000				10	40	20	48	-880,000	4,400	-932,400	-588,270	○	
196	1/5/30	中部一灯油	前3箇	2003/12	27530	5,506,000				10	10	48	-116,000	22,000	1,100	-141,100	-729,320	△	
197	1/5/30	中部一灯油	後1箇	2003/11	27180	5,436,000				10	0	48	-166,000	22,000	1,100	-189,100	-918,420	△	
198	1/5/30	中部一灯油	後2箇	2003/09	25650	517,000	1 仕			10	0	47	13,200	2,200	110	10,890	-907,530	○	
199	1/6/2	中部一ガソ	後1箇	2003/11	25410	5,082,000	10 新			10	40	20	47					○	
200	1/6/2	中部一ガソ	後1箇	2003/12	25400	5,080,000	10 新			10	30	47					○		
201	1/6/2	中部一ガソ	後3箇	2003/11	25410	5,082,000				10	10	47	0	22,000	1,100	-23,100	-930,630	△	
202	1/6/2	中部一灯油	後2箇	2003/11	27770	5,554,000				10	10	57					○		
203	1/6/2	中部一灯油	後3箇	2003/11	27660	5,592,000	10 仕			10	10	47	38,000	22,000	1,100	14,900	-915,730	△	
204	1/6/2	中部一灯油	後3箇	2003/12	28350	11,340,000	20 新			10	30	47					○		
205	1/6/3	中部一ガソ	前1箇	2003/12	25800	5,100,000				10	20	20	47	-20,000	22,000	1,100	-43,100	-956,830	○
206	1/6/3	中部一ガソ	前3箇	2003/11	25660	5,136,000	10 新			10	30	47					○		
207	1/6/3	中部一ガソ	前2箇	2003/11	25540	5,108,000				10	20	47	26,000	22,000	1,100	4,900	-953,830	○	
208	1/6/3	中部一ガソ	前3箇	2003/11	25440	5,088,000	10 新			10	30	47					○		
209	1/6/3	中部一ガソ	後3箇	2003/12	25390	5,076,000	10 新			10	20	47					○		
210	1/6/3	中部一ガソ	前1箇	2003/12	28480	5,196,000	10 新			10	30	47					○		
211	1/6/3	中部一灯油	前3箇	2003/12	26990	5,698,000				10	50	57					○		
212	1/6/3	中部一灯油	後3箇	2003/12	28150	5,630,000	10 仕			10	50	47	-68,000	22,000	1,100	-91,160	-1,045,030	○	
213	1/6/3	中部一灯油	後2箇	2003/12	28150	11,260,000				10	30	47	80,000	44,000	2,200	33,800	-1,011,230	○	
214	1/6/3	中部一灯油	後3箇	2003/12	28150	5,630,000				10	20	47	66,000	22,000	1,100	42,900	-956,330	○	
215	1/6/3	中部一灯油	後3箇	2003/12	28150	5,630,000	10 新			10	30	47					○		
216	1/6/4	中部一ガソ	前2箇	2003/11	25480	5,096,000				10	30	57					○		
217	1/6/4	中部一ガソ	前1箇	2003/12	25590	10,156,000				10	20	47					○		
218	1/6/4	中部一ガソ	前2箇	2003/11	25290	5,058,000	10 仕			10	30	47	-38,000	22,000	1,100	-61,100	-1,029,430	○	
219	1/6/4	中部一ガソ	前3箇	2003/12	26200	10,080,000	20 仕			10	30	47	-76,000	44,000	2,200	-122,200	-1,151,330	○	
220	1/6/4	中部一ガソ	後2箇	2003/12	25630	5,006,000				10	20	47	72,000	22,000	1,100	48,900	-1,102,730	○	
221	1/6/4	中部一ガソ	後3箇	2003/11	25120	5,024,000				10	10	47	64,000	22,000	1,100	40,900	-1,061,830	○	
222	1/6/4	中部一灯油	前3箇	2003/12	27940	5,588,000	10 新			10	20	47					○		
223	1/6/5	中部一ガソ	後1箇	2003/09	25680	1,035,600	2 仕			10	20	45	-100,000	4,400	220	-104,620	-1,166,450	○	
224	1/6/5	中部一灯油	前2箇	2003/12	27740	5,548,000				10	10	45	82,000	22,000	1,100	58,900	-1,107,550	○	
225	1/6/5	中部一灯油	前2箇	2003/12	27740	5,548,000				10	0	45	40,000	22,000	1,100	16,900	-1,000,650	○	

(力ネツ商事)

全銘柄

建玉分析表

特定売買判定方法:ルーチン(金件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 ルート:約定日+商品銘柄+場所+登録No

No.	判定日付	商品名	箇箇	限月	盤	終定金額	充吸	充送	新	玉	貿易取扱料	委託手数料	消費税	差引換算金	差引換算累計	直添日付不	
226	3/6/9	中部一灯油	後2筋	2003/12	28380	5,676,000											
227	3/6/10	中部一方ソ	後2筋	2003/11	25310	10,148,000											
228	3/6/10	中部一方ソ	後3筋	2003/11	25550	10,220,000	20	仕			0	55	72,000	44,000	2,200	25,000	
229	3/6/11	中部一灯油	後2筋	2003/10	28510	5,702,000	10	仕			0	45	26,000	22,000	1,100	2,000	
230	3/6/11	中部一灯油	後2筋	2003/10	27040	5,408,000	10	新			10	45				-1,061,850	
231	3/6/11	中部一灯油	後2筋	2003/11	27700	5,540,000	10	新			10	45				-1,061,850	
232	3/6/12	中部一方ソ	前1筋	2003/12	25240	5,048,000											
233	3/6/12	中部一灯油	前3筋	2003/10	26940	5,384,000											
234	3/6/12	中部一灯油	前3筋	2003/11	27550	5,518,000											
235	3/6/12	中部一灯油	後1筋	2003/10	26910	5,384,000	10	新			10	55		22,000	1,100	-1,100	
236	3/6/12	中部一灯油	後1筋	2003/11	27650	11,969,000	20	新			10	55				-1,062,150	
237	3/6/12	中部一灯油	後2筋	2003/12	28250	2,825,000	5	新			10	55					
238	3/6/13	中部一灯油	前1筋	2003/12	28050	2,805,000											
239	3/6/13	中部一灯油	前1筋	2003/12	28050	2,805,000											
240	3/6/13	中部一灯油	前3筋	2003/10	26740	5,348,000											
241	3/6/13	中部一灯油	前3筋	2003/11	27480	5,496,000											
242	3/6/13	中部一灯油	後1筋	2003/11	27460	5,492,000											
243	3/6/13	中部一灯油	後3筋	2003/12	28240	2,824,000	5	仕			10	0	60	36,000	22,000	-1,005,000	
244	3/6/13	中部一灯油	後3筋	2003/10	26680	5,310,000	10	新			0	55	19,000	550	7,450	-997,550	
245	3/6/13	中部一灯油	後3筋	2003/11	27630	5,528,000	10	新			10	55					
246	3/6/13	中部一灯油	後3筋	2003/12	28240	8,472,000	15	新			10	55					
247	3/6/16	中部一方ソ	後2筋	2003/12	25070	5,914,000	10	仕			10	55				-1,054,650	
248	3/6/16	中部一方ソ	後3筋	2003/11	27400	5,592,000	10	新			10	55				-1,029,750	
249	3/6/16	中部一灯油	後1筋	2003/12	27970	5,594,000	10	新			10	55					
250	3/6/16	中部一灯油	後3筋	2003/12	27690	5,578,000	10	新			10	55					
251	3/6/17	中部一方ソ	後1筋	2003/12	25040	5,008,000	10	新			10	55					
252	3/6/17	中部一方ソ	後2筋	2003/12	27050	5,592,000	10	新			10	55					
253	3/6/17	中部一灯油	前1筋	2003/10	26630	5,326,000											
254	3/6/17	中部一灯油	後2筋	2003/12	27980	8,394,000											
255	3/6/18	中部一方ソ	後1筋	2003/12	25140	5,028,000											
256	3/6/18	中部一方ソ	後2筋	2003/12	25100	10,040,000	20	新			10	45	-20,000	22,000	1,100	-43,100	
257	3/6/18	中部一方ソ	後3筋	2003/09	26500	1,060,000	2	仕			10	45					
258	3/6/18	中部一方ソ	後3筋	2003/12	24990	9,996,000					10	45	-75,600	4,400	220	-80,220	
259	3/6/18	中部一灯油	前3筋	2003/12	28030	5,606,000					10	45	44,000	2,200		-2,200	
260	3/6/18	中部一灯油	後1筋	2003/12	28010	5,602,000					10	45	-12,000	22,000	1,100	-35,100	
261	3/6/18	中部一方ソ	後1筋	2003/12	28010	5,602,000					10	45	-24,000	22,000	1,100	-47,100	
262	3/6/19	中部一方ソ	前1筋	2003/09	26530	2,106,400	4	新			10	0	43	-10,000	22,000	1,100	-33,100
263	3/6/19	中部一方ソ	前1筋	2003/12	24890	4,978,000	10	新			4	43					
264	3/6/19	中部一方ソ	前3筋	2003/12	24950	4,990,000	10	新			14	43					
265	3/6/19	中部一方ソ	後3筋	2003/12	24990	14,994,000	30	新			24	43					
266	3/6/19	中部一方ソ	後3筋	2003/11	27370	10,946,000					20	54					
267	3/6/20	中部一方ソ	前3筋	2003/09	26570	2,125,600					4	50	63	-18,200	8,800	440	-26,440
268	3/6/20	中部一方ソ	前3筋	2003/12	25060	15,036,000					30	20	63	-42,000	66,000	3,300	-111,300
269	3/6/20	中部一方ソ	後2筋	2003/12	26050	5,612,000	10	新			30	63				-1,346,060	
270	3/6/20	中部一方ソ	後3筋	2003/11	27440	10,976,000	20	仕			30	43	28,000	44,000	2,200	-18,200	
																4	

(力ネツ商事)

建玉分析表

全銘柄

特定売買判定方法:パターン1

(全件に判定)、重複有、商品単独、限月無視 Y-T:約定日+商品銘柄+場所+登録日時+登録No。

7/7頁

No.	約定日付	商品名	種別	限月	量段	約定金額	先取未収益	在庫	販賣	差買損益	差託手数料	差引損益金	差買税	差引損益計	直送	目次下	
211	1/6/23	中部一ガソ	前1筋	2003/12	2530	5,006,000				-96,000	22,000	1,100		-119,100	-1,433,360		
212	1/6/23	中部一灯油	後3筋	2004/01	28550	8,565,000	15 新			35	43						
213	1/6/24	中部一灯油	後2筋	2004/01	28560	8,508,000				15	20	43	57,000	33,000	22,350	-1,461,010	
214	1/6/24	中部一灯油	後3筋	2004/01	28270	8,481,000	15 新			35	43						
215	1/6/25	中部一灯油	前1筋	2004/01	28520	5,664,000				10	35	53					
216	1/6/25	中部一灯油	前3筋	2003/09	26700	5,340,000	10 新			35	43	-596,000	22,000	1,100	-619,100	-2,030,110	
217	1/6/25	中部一灯油	後2筋	2003/09	26650	5,330,000	10 新			35	33	-606,000	22,000	1,100	-629,100	-2,708,210	
218	1/6/21	中部一ガソ	前3筋	2003/09	27180	2,231,200	4 新			35	29	-40,000	8,300	440	-49,240	-2,758,450	
219	1/6/27	中部一灯油	前3筋	2003/09	27200	1,632,000	3 新			35	26	-148,800	6,600	330	-155,730	-2,914,160	
220	1/6/30	中部一ガソ	後3筋	2003/12	26640	5,368,000				10	35	36					
221	1/6/30	中部一灯油	後2筋	2004/01	29010	5,902,000	10 新			35	26	136,000	22,000	1,100	114,900	-2,798,280	
222	1/6/30	中部一灯油	後3筋	2004/01	29010	2,901,000				5	39	26	-74,000	11,000	550	-85,550	-2,884,330
223	1/7/1	中部一灯油	前3筋	2003/09	27550	3,307,200	6 新			30	20	-195,600	13,200	660	-209,460	-3,094,290	
224	1/7/2	中部一ガソ	後3筋	2003/12	26920	5,384,000				10	20	20	-65,000	22,000	1,100	-620,100	-3,523,390
225	1/7/7	中部一ガソ	前3筋	2003/12	26560	5,312,000	10 新			20	10	-56,000	22,000	1,100	-79,100	-3,602,490	
226	1/7/7	中部一灯油	前3筋	2003/09	26560	5,392,000	10 新			20	0	-446,000	22,000	1,100	-469,100	-4,071,590	
227	1/7/7	中部一灯油	前3筋	2003/12	28960	5,792,000				10	10	0	-180,000	22,000	1,100	-203,100	-4,274,690
228	1/7/7	中部一灯油	前3筋	2004/01	28950	5,790,000				10	0	0	-136,000	22,000	1,100	-159,100	-4,433,790
										-53,400	4,111,800	208,500		-4,433,790	36,327018		

差買損益計:
差引損益計:

手数料計: -53,400
特定先買合計: -4,433,790
特定先買比率: 112.3% (仕切件数)
(仕切163件の内: 日割32件、不拔18件)

(別紙) 本件オリオン取引に係る入出金

日付	入金 (証拠金)	出 金		預託証拠金 累計	預り証拠金及 び利益金累計
		(証拠金)	(帳戻)		
H14.3.22	1,050,000			1,050,000	1,050,000
H14.4.12	4,963,600			6,013,600	10,213,600
H14.4.24	2,421,000			8,434,600	12,921,000
H14.4.26	3,600,000			12,034,600	17,250,000
H14.5.9			1,281,500	10,753,100	23,220,000
H14.5.13	5,408,000			16,161,100	29,220,000
H14.5.23	3,000,000			19,161,100	32,850,000
H14.6.25	666,380			19,827,480	33,516,380
H14.7.23		140,030	1,225,220	18,462,230	33,376,350
H14.9.27			445,000	18,017,230	28,960,000
H14.11.18		198,100		17,819,130	22,680,000
H14.12.3		1,332,100		16,487,030	20,719,000
H14.12.16	1,327,450			17,858,480	22,090,450
H15.1.7	25,900			17,884,380	22,090,450
H15.3.6		3,449,925		14,434,455	2,723,600
H15.3.24			233,200	14,201,255	4,200,000
H15.5.2			200,000	14,001,255	4,200,000
H15.5.19			200,000	13,801,255	4,410,000
H15.5.23			100,000	13,701,255	4,410,000
H15.6.30	601,800			14,303,055	5,040,000
H15.7.18	1,116,400			15,419,455	7,560,000
H15.10.1		196,800		15,222,655	5,040,000
H15.11.7		132,100		15,090,555	4,620,000

H15.12.4	1,600,000			16,690,555	6,430,000
H15.12.24	3,000,000		200,000	19,490,555	9,430,000
H15.12.26			200,000	19,290,555	9,430,000
H16.1.8			300,000	18,990,555	9,430,000
H16.1.16		370,200	202,750	18,417,605	9,409,800
H16.1.29			122,100	18,295,505	9,409,800
H16.2.2			186,900	18,108,605	9,409,800
H16.2.16			374,400	17,734,205	10,020,000
H16.2.20			95,400	17,638,805	10,020,000
H16.3.4		1,068,405	(解約)	16,570,400	0
合計	① 28,824,530	② 6,887,660	③ 5,366,470	入出金差額①-②-③ 16,570,400	

先物取引分析シート

委託者：(オリオン交易)

(1) 月間回転率

① 取引件数

新規 105回

仕切 153回

合計 258回

②全取引期間 2002年3月25日～2004年3月1日 708日

③月間回転率=取引件数(仕切)÷全取引期間×30=6.48回

(2) 特定売買比率

※ただし、()内の回数は1つの取引で複数の特定売買に該当する場合、
それぞれの特定売買に該当するものとして重複して算出した数字。

①直し 2回 (2回)

②途転 29回 (29回)

③日計り 0回 (0回)

④両建て 44回 (54回)

⑤不抜け 10回 (10回)

⑥全特定売買回数 85回 (95回)

⑦特定売買比率=全特定売買回数÷取引件数(仕切)=55.56%

(3) 手数料化率

①差引損金=1657万400円

②手数料 = 2650万4000円

③消費税 = 132万5200円

④手数料合計=②+③=2782万9200円

⑤手数料化率=手数料合計÷損金合計=167.95%

(4) 建玉枚数等（取引開始後3ヶ月以内）

①延べ建玉枚数

売り 2113枚

買い 1715枚

合計 3828枚

②一時点における最大建玉枚数（2002年5月17日）

売り 640枚

買い 800枚

合計 1440枚

③総取引高 31億2947万3600円

(5) 建玉枚数等（総取引期間）

①延べ建玉枚数

売り 4438枚

買い 5555枚

合計 9993枚

②一時点における最大建玉枚数（2002年5月17日）

売り 640枚

買い 800枚

合計 1440枚

③総取引高 92億616万6600円

先物取引分析シート

委託者：(カネツ商事)

(1) 月間回転率

① 取引件数

新規 125回

仕切 163回

合計 288回

②全取引期間 2003年3月17日～2003年7月7日 113日

③月間回転率=取引件数(仕切)÷全取引期間×30=43.27回

(2) 特定売買比率

※ただし、()内の回数は1つの取引で複数の特定売買に該当する場合、
それぞれの特定売買に該当するものとして重複して算出した数字。

①直し 36回 (36回)

②途転 21回 (28回)

③日計り 32回 (32回)

④両建て 30回 (70回)

⑤不抜け 11回 (18回)

⑥全特定売買回数 130回 (184回)

⑦特定売買比率=全特定売買回数÷取引件数(仕切)=79.75%

(3) 手数料化率

①差引損金=443万3790円

②手数料 = 417万1800円

③消費税 = 20万8590円

④手数料合計=②+③=438万0390円

⑤手数料化率=手数料合計÷損金合計=98.80%

(4) 建玉枚数等（取引開始後3ヶ月以内）

①延べ建玉枚数

売り 1063枚

買い 622枚

合計 1685枚

②一時点における最大建玉枚数（2003年5月12日）

売り 137枚

買い 158枚

合計 295枚

③総取引高 17億1150万6000円

(5) 建玉枚数等（総取引期間）

①延べ建玉枚数

売り 1197枚

買い 662枚

合計 1859枚

②一時点における最大建玉枚数（2003年5月12日）

売り 137枚

買い 158枚

合計 295枚

③総取引高 19億4641万1400円

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 19 年 1 月 22 日

東京地方裁判所民事第 14 部

裁判所書記官 板垣 敬介